

総務常任委員会
決算・予算常任委員会総務分科会

(令和4年9月1日)

○ 伊藤嗣也委員長

おはようございます。それでは昨日に引き続きまして、これより、財政経営部所管の議案の審査を行います。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 松浦財務経営部長

財政経営部長の松浦です。よろしくお願いいたします。

まず、冒頭に決算関係資料の訂正についてお詫びを申し上げたいと思います。

お手元に1枚、紙の文書を配らせていただいておりますが、それをご覧いただけますようお願いいたします。

先般の議案聴取会で、加納委員から資料請求のありました、電力入札によるコスト削減の資料を調整する中で、ご説明した金額に誤りがあることが分かりました。申し訳ございません。

文書に記載のとおり、二つの資料の中に記載しておったんですが、議案聴取会の際には、電力入札により約9150万円を削減することができたと説明しましたが、正しくは、8471万1000円でした。後ほど担当課長から追加資料の中で、詳細についてご説明いたします。他の議案と併せまして、よろしくご審議のほう、お願いしたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。また、後ほどよろしくお願いいたします。

議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財産管理費

第23目 諸費中収納推進課、管財課、財政課関係部分

第2項 徴税費

第3款 民生費中財政課関係部分

第4款 衛生費

第4項 病院費

第6款 農林水産費中財政課関係部分

第8款 土木費

第6項 都市計画費中財政課関係部分

第7項 下水道費

第11款 公債費

第12款 予備費

桜財産区

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、財政経営部所管部分を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明を求めます。

○ 一川行財政改革課長

行財政改革課の一川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料説明の前におわびをさせていただきます。

冒頭部長からおわび申し上げましたように、決算常任委員会資料及び四日市市行政改革プラン2020の令和3年度取組結果の2点の資料におきまして、電力入札による削減額として記載した数字に誤りがございました。

今回の誤りは、削減額の内訳につきまして、加納委員から追加資料のご請求をいただきまして、その資料を作成するに当たり、再度担当課に数字の確認をする中で判明したものでございます。今後はこのような間違いがないよう、十分に注意をまいります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、資料の説明をさせていただきます。資料の場所でございますが、タブレット、今日の会議、総務常任委員会分科会、004財政経営部（追加資料）、こちらをお開きいただけますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい。お願いします。

○ 一川行財政改革課長

それでは、11分の4ページをお願いいたします。

令和3年度の電力入札による電気料金削減額の内訳が分かる資料をとということで、加納委員からご請求をいただきました。

令和3年度に入札を行った施設につきまして、開札日の古い順に、落札者、予定価格、落札価格、削減額、削減率、契約期間を一覧表にまとめてございます。複数の施設名の記載がありますものは、所管課が担当施設をまとめて入札しておるものでございます。

下の表には、入札不調となりました、博物館と図書館につきまして、入札不調後の対応等をまとめてございます。

対応といたしましては、1回目の入札を通常どおり、契約期間1年の一般競争入札により、それぞれ1月27日、それから2月10日に行いましたが、いずれも入札不調となりました。

この頃既に、発電燃料費の高騰が続いておりまして、電力市場が不安定な状態でありましたこと、それから5月から新たな契約を開始する必要があるとして、その期日が迫っておりますことから、再入札につきまして、契約期間を3年に延長し、さらに指名競争入札に変更いたしまして、時間の短縮を図ったところですが、再度不調となりました。

そのため、最終的には、中部電力ミライズと契約期間3年の随意契約を締結することとなりまして、その予定価格を中部電力ミライズとの契約メニューの核としておりましたことから、削減額としましてはゼロ円となっております。こうした結果、入札によるトータルの削減額は8471万1183円、削減率といたしましては18.3%となっております。

それでは、続きまして、11分の5ページをお願いいたします。

財産処分の考え方が分かる資料をとということで、樋口委員からご請求いただいた資料でございます。

財産処分の考え方につきまして、公共施設の除却の場合でご説明をいたします。除却の考え方につきましては、公共施設マネジメントに関する基本方針で定めておりまして、個別の施設につきましても、この基本方針に基づき、公共施設個別施設計画で、長寿命化な

ど具体の対応方針を定めておるところでございます。

1番は除却の考え方でございます。公共施設につきましては、施設の健全な状態を維持し、ライフサイクルコストを縮減するため、長寿命化を図ってございます。そのため、建物構造に応じた目標耐用年数を定めているところでございます。残りの耐用年数が10年未満になりますと、今後の方向性を検討いたしまして、継続すると判断した施設のみを更新いたします。

一方で、継続不要とした施設につきましては、原則除却といたしまして、跡地の売却や貸付等による収入をアセットマネジメント基金に積み立てることとしております。

下のフローチャート図につきましては、施設の方向性の検討手順を示したものでございます。サービス提供の必要性、利用状況、将来的なニーズの変化といった観点から、順次確認をいたしまして、記載の項目に該当すれば、廃止や集約化等、公共施設の最適化を図るための方策について検討を開始することとしております。

11分の6ページをお願いいたします。

2番は耐用年数の考え方でございます。1番のところでも申し上げました耐用年数と申しますのは、建物が使用に耐えなくなるまでの年数のことを言いまして、具体的には、日本建築学会の建築物の耐久計画に関する考え方で示されました推定方法に基づき、建物構造等を考慮して算出しておるものでございます。

なお、新地方公会計における耐用年数というのは、減価償却という会計の手続を踏まえ、資産金額がゼロとなるまでの年数としておりまして、両者の考え方は異なるものでございます。

記載の表は、上は基本方針、下は新地方公会計における耐用年数の事例をお示したものでございます。比較をしていただきますと、同じ構造の建物でありましても、耐用年数が異なっているということがお分かりいただけるかと思えます。

私からの説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

市民税課、清水でございます。

同じ資料の7ページをお願いいたします。

こちら、山口委員からご請求いただいた資料となります。課税新システムの導入に係るシステムベンダーとのやり取りなどの経緯と、個人市民税の課税誤りへの対応ということでまとめたものでございます。

1としまして、令和3年1月から運用開始しました新システムのベンダーとの打合せ経緯をまとめてございます。要件定義をはじめご覧のような検討を行い、新システムの稼働に至っております。

2には、課税誤りへの対応について記載いたしました。この課税誤りはシステムベンダー側のプログラムミス及び市職員側の単純なミスではなく、双方の共通認識の構築が十分にできていなかったことによるものと考えられ、その対応策としまして、課税誤り発生後におきましても、業務定例会を月1回のペースで実施しまして、特に重要な変更や緊急に処が必要な案件がある際には随時打合せを実施いたしました。

また、システムベンダーにおきましては、プログラム変更等の際に、作成部門とは別の管理部門が検証・確認を行い、市職員側の目線に立った意識で検証などを実施してもらいました。そして、市職員側としましては、システムベンダーからの提案や成果品につきまして、適正な評価・確認ができるよう、さらに職員個々の税務知識及び各業務等のスキルの向上、ダブルチェック体制を強化しまして、適正な課税に努めることとしております。

私からの説明以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 廣田財政課長

ちょっと資料のほう、切り替わりまして、130番の8月26日追加配付、決算認定議案、8月補正予算参考資料（追加分）ということで、130番の資料をお開きください。130番の資料の3ページでございます。

人件費の増加要因についてということで、8月22日の議案聴取会全体会で、加納議員から請求のありました人件費7億円の増の内訳をちょっと追加資料にまとめてまいりました。

130番の資料でございます。よろしいでしょうか。

3ページ、人件費の増加要因についてということで、令和3年度決算の義務的経費をご

説明する中で、人件費が前年度から7億円増加しておるということでご説明したんですけども、その内訳をということで、国体の関連の任期付職員の退職者が多かったためということで説明の記載があったんですが、下に、(1)、(2)、(3)、(4)とまとめてございますが、まず、(1)人数が増えたことで退職手当が増えております。前年度と比較すると3億2000万円増えておるんですが、内訳として括弧内に示しておりますが、定年がプラス11人、勸奨がプラス4人、普通退職がプラス31人ということで、31人の内訳として21人が、国体関係の任期付職員の退職が含まれておるということで、例年よりも、普通退職が非常に多くなってございます。

それから、(2)でございますが、(2)でプラス2億1000万円ということで、一般職級、正職員の分なんですけど、こちらが最近の人数の増によりまして、プラス37人、その他の時間外手当の増なども含めまして、全体として2.1億円増加してございます。

それから、令和3年度決算の特殊要因でございますが、(3)でパートタイム職員の期末手当が通年化されたことによって、支給月数が増えておりますので、パートタイムの期末手当の増加などの影響でプラス1億4000万円ということで増えてございます。

あと、ちょっと差分を3000万円とその他の異動要因として示しておりますが、7億円の主な内訳については、このような内容になってございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。以上でしょうか。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございます。これより質疑に移ります。

ご質疑等がございましたら、挙手にてご発言願います。

○ 加納康樹委員

それぞれ資料ありがとうございます。

まず、私のほうからでいくと電力のところを確認なんですけど、数字が違ったのは仕方がないとして、まず、この9150万円と8470万円のその差は、何でどこがどう間違えていたんでしょうか。全般的に間違えていたのか、ここが入っていなかったのか。

○ 一川行財政改革課長

行財政改革課の一川でございます。数字の間違いにつきまして、申し訳ございませんでした。

今回の誤りなのですが、まず、2か所ございまして、食品衛生検査所と食肉センター食肉地方卸売市場につきまして、こちらのほう同じ数字を誤って入れておりました。ですので、そこがまず変わってまいります。あと、下から、6段目、北大谷斎場等につきまして、こちらは担当所管課のほうに再度、うちで把握していた数字を確認する中で、数字の違いがあるなということが分かりまして、こちらにつきましても、訂正いたしました。

この2点につきまして、修正をさせていただいた結果、8471万円余の削減額となったというところでございます。

○ 加納康樹委員

分かりました。要因としては、そこがというので理解をします。

でもこれ、資料請求したのは全然そんな意図があったわけではなくて、ご説明の中にもありましたけど、昨年度ぐらいから、電力の関係とか、新電力さんが大変なことになっていてというのをお聞きしています。その辺の実態がどうなのかなということで確認をして、これで見ると、例えば、ざっと今聞きながら調べただけでいって、見当たったのが、北勢健康増進センターのホープエナジーさんは破綻しているということだと思んですが、その辺のところは、今後どのようになるのかとか、削減になっているけど、実際のところはこのはずだったけど、破綻によって削減額がぶっ飛んでいるのかとか、その辺はどうなっているんでしょう。

○ 一川行財政改革課長

行財政改革課の一川でございます。

どの程度削減額が飛んでしまったのかというところを詳細に計算はしていないんですけども、まず、ご質問いただきましたホープエナジーにつきましては、確かに昨年度、3月の半ば頃に破産宣告しておりまして、それに伴って、この北勢健康増進センターもそうなのですが、ほかの関係ある五つの所管に関わる7施設につきまして、再度、入札等をしております。

この健康増進センターだけが、まだ不調に終わっておりまして、次の供給先が決まっていない状態なんですけれども、こうした破産とかがあった場合には、最終、電力を保障す

る機関としまして、事業者のほうで定められておまして、具体的には、中部電力パワーグリッドという会社でございますけれども、そちらのほうで電気を供給しておりますので、特に電気が止まっているとか、そういったことはもちろんございません。

今の状況が、電力のほうの市場のほうが大変混乱しておるということで、なかなか入札に参加してくれる業者もいないという状況が続いておりますので、この健康増進センターにつきましても、今、行財政改革課のほうから、入札不調後の対応ということで、各課のほうに通知をさせていただいているところなんですけど、今その選択肢としまして、中部電力ミライズの市場連動メニューという市場の価格に連動した、固定価格じゃなくてというもののしか、選択肢がない状況でして、こちらのほうで契約を当面はするよというよということで通知をしておりますので、健康増進センターにつきましても、そのような手続を踏んでいくということでございます。

○ 加納康樹委員

というよ、今、これ資料でお示しをいただいているんですけど、この削減額というのよ、これは正しい数字なんですか。決算としての資料で出されているんですけども。令和3年度はこれが正しくて、令和4年度で影響が出るだけということですか。

○ 一川行財政改革課長

委員のおっしゃるとおり令和3年度の入札による削減額としては、これで正しいというふうよ認識してございます。

○ 加納康樹委員

ですから、令和3年度中の支払いにおいても、この数字はもう令和3年度は確定値と見ているよということですね。

○ 森行財政改革課課付主幹

行財政改革課の森でございます。

加納委員おっしゃるとおり、こちらについては、入札の結果として取りまとめさせていただいたものでございます。先ほど、行財政改革課長が申し上げたとおり、3月16日からホープエナジーのほうよ破産したというところで、そちらについては、あくまで、それ以

降につきましては、3月25日までの使用料につきましては、3月15日までは供給していただいていますので、その電気料金と、こちらの損害を受けた額というのは、その分で相殺とкаしておって、それ以降の損害額については、別途損害額として、こちらから請求しておるところでございます。

あくまで今回、入札の結果としてまとめさせていただいたもので、実績値として、まとめたものでございませぬので、その部分についてご理解をいただければと思います。

○ 加納康樹委員

分かりました。この表としては、あくまで落札の数字だということに理解するんですけど、とはいえ、今、どこを見ていいのかわかりませぬが、私たちは令和3年度決算を見ているんですけど、それにおける電力支払いというところの決算値は、確定したものがどこかにあるんですよ。ここだけじゃなく。

○ 森行財政改革課課付主幹

森でございます。

すみませぬ、私のほうが説明のほうを欠かしたもので、申し訳ありませんでした。

今、4ページのご覧いただいている資料につきまして、あくまで、一番右側のところ、契約期間というところをご覧いただきたいと思います。例えば、一番上段の楠保健福祉センター、こちらにつきましては、令和4年4月1日から1年間という形になってございませぬ。

そのほかにも、基本的には、令和4年1月から1年間というところと、令和4年4月から1年間というところになってございませぬ。

電力入札、令和3年度に実施したのにつきましては、先ほど申し上げたような期間、本年度、令和4年度も含めた期間で契約をしておるところでございませぬ。

そうしますと、この入札の結果というのは今年度、この期間が終了して初めて出る形になるものですから、そういう意味で、この削減額としては、入札の予定価格と落札額を引いたものから算定しておるところになってございませぬ。

その結果から、このほか、どこに載っているんだというご質問をいただいているんですけど、この入札の効果としては、ちょっとほかには載せていないという状況になってございませぬ。

以上です。

○ 加納康樹委員

今の説明を聞くと、根本が崩れてくる気もするんですが、冒頭部長からも、金額の修正ということでこのペーパーをもらいましたが、決算資料の中には、正しい数字で申し上げても、8470万円を削減することができましたという報告書をいただいているんですが、正しいんですか、こうなると。8470万円が削減できる入札をしましたじゃないんですか。日本語としておかしい気がするんですが、どんなものなんでしょうか。

○ 一川行財政改革課長

行財政改革課の一川でございます。

確かに正確に申し上げますと、加納委員のおっしゃるような意味合いになるのかと思いますので、その辺の記載につきましては、もう今後気をつけてまいりたいと思います。

○ 加納康樹委員

今後とおっしゃいましたが、今令和3年度決算をやっている最中なんですが、こういう表記で正しい決算資料なんですか。あんまり突っ込むつもりもないので、部長でお願いします。

○ 松浦財務経営部長

厳密に言えば加納委員のおっしゃるとおりだと思います。行財政改革課としましては、入札という取組の結果を示したいということで、実際の令和3年度分の電気の削減額ではなく、入札という取組に対して、どれだけの効果を得られたかということをお示ししたという格好になっておりますので、その辺は誤解のないようにというか、今後はもう少し分かりやすい表現に努めたいと思います。申し訳ございません。

○ 加納康樹委員

ぜひ、今後はご留意をいただきたいと思います。

それともう一点、これに関してもう一点だけなんですけど、今ぱっと目についたので、ホープエナジーさんだけを申し上げましたが、ほかに破綻、破産しているところとの取引

はなかったのでしょうか。

○ 一川行財政改革課長

破産いたしましたのはホープエナジーのみでございます。

○ 加納康樹委員

分かりました。この分を終えて、もう一個の資料請求に行きたいんですが、関連があれば、一旦止めます。どうしましょう。

○ 伊藤嗣也委員長

他の委員の方でございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

続けてください。

○ 加納康樹委員

すみません、続けさせていただいて、人件費のほうで確認をさせていただきます。

その一覧でご説明いただいたとおりなんですが、では、(1)の一番下にある普通退職のうち国体事業に係る任期付職員21名、プラス21人分の退職手当増はお幾らなんですか。

○ 廣田財政課長

個々の支給額については、人事課から財政課に聞いておるわけではないんですけれども、任期付職員は一、二年ぐらいしか働いていませんので、本給の給料は、二、三十万円だとすると、1年でほぼその月給分の退職手当が出るような割合になりまして、その8割ぐらいですので、1人当たり30万円とか50万円ぐらい、2年ぐらい働いた方がもらって辞めたということですので、それが21人で50万円であったとしても、1000万円ぐらいの影響額になりますので、退職手当の3億2000万円の主な金額としては、割合としては、ちょっと小さいんですが、令和3年度の特有の任期付職員が大量に辞めたということで、説明とし

ては、そちらを書いたという、そういうことでございます。

以上です。

○ 加納康樹委員

もう私が突っ込むのは、ほぼ想像してご答弁されたと思うんですが、7億円で、その決算の説明のところで、国体推進室の人がいっぱい辞めたから7億円増えました。説明として、何か国体推進室の任期付職員の方ががっぼりもらっていったような表現にしか、あれ、見えないので、決算の説明資料として、その表記も正しいんですか。なんか絶対違う気がしますけど。

○ 廣田財政課長

すみません、7億円の主な増減の説明としては、今、この資料でお示したように退職手当であったり、正職員の影響のほうが金額では大きいんですが、令和3年度決算の特有の特殊な事情として、そのときに辞める方がいたというのを書き残しておいたほうがいいかなという説明で書いてしまったんですが、ちょっと誤解を与えるようなことであれば、表現については注意したいと思います。

○ 加納康樹委員

明らかに最初に示された決算の概要の中の表記は、誰がどう読んだって、国体推進室の人がいっぱい辞めたから、7億円のうちの半分ぐらいそんなふうには払っちゃったのかなぐらいにしか思えない表記。ちょっと知っている人だったら、そんなに多いわけないだろうと読めると思うんですけど、やはり外に出すちゃんとした決算の資料の表記としては、さっきの電力もしかりですが、この人件費の分も、表現としては正しくない。もうちょっと丁寧に、そういうことを書き留めたいのであれば、誤解されないような表記で示すべきだと私は思いました。今はこの辺にしておきます。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁はよろしいですか。

○ 加納康樹委員

大丈夫です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 樋口龍馬委員

同じ資料で、私は、知らなかったんですけど、勧奨退職がこんなにあるというのを知らなかったんですが。例年10人ぐらい、肩たたきがあるわけですか。

○ 廣田財政課長

例年の辞める人数、一般会計の部分なのでございますが、どちらかといいますと、令和2年度的人数が、大体例年的人数の割合に近いように、私の印象としては思います。定年退職で30人ほど辞め、勧奨退職で10人ほど辞め、普通退職18人というのは、ちょっと多いように思いますが、30人、10人、10人とか、それぐらいが例年の辞め方的人数の割合だと思えます。10人ぐらい勧奨がいるというのは、大体普通のことでございます。

○ 樋口龍馬委員

これは新聞に載ってしまわれたような方とかになるんですか。あれは懲戒処分か。

○ 廣田財政課長

懲戒処分の場合、退職手当は頂けませんので、全く違う話なんですけど、勧奨退職は、50歳から割増しで退職手当をもらえる代わりに早く早期退職に応じるということで勧奨という取扱いになる辞め方をされた方をこの区分で集計しております。

○ 樋口龍馬委員

承知しました。ありがとうございます。

次の項行っていいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

はい。

○ 樋口龍馬委員

資料のご準備ありがとうございました。

財産処分の考え方についてであります。その耐用年数と減価償却を同じものとして見るところもあるかと思うんですが、本来はちょっと違うのかなというふうに自分は思っていて、考え方って減価償却は2通りあると思うんですよ。企業と違って現金主義でいらっしゃるの、減価償却をかけていってもあんまりうまみがないんですよね。企業は経費で処理したいから減価償却をかけるということが多いので、あまり行政になじまないというので減価償却を入れてこなかったんだと思うんですけれども、この償却の考え方を入れることによって、民間企業は償却年次を越えてからもうけになるという考え方が一つと、様々な機械であったり建物だっりの償却の年数を超えたことによって、ここからは費用がかからずに経常利益が上がっていくよねという考え方と、今利益が、今期はあまり上がってなかったから、次に持ち越すことによって減価償却をかけていって、年次的に財産の価値を減らすとともに、会計上をなだらかにしようという考え方が2通りあるのかなと思っている中で、行政がこの減価償却の考え方と耐用年数の考え方との間をどのように取っていくかというのがこれから重要なのかなというふうに考えているんですが。

その建物の使命が終わったアセットマネジメントの考え方で行政財産の処分をかけながら、この建物を処分すんのかどうかという、いわゆる政治的判断の部分と、建物の価値としての判断ということバランスを取りながら、なるだけ財産を肩から下ろしていこうというのが、今の四日市市の考え方なのかなというふうに思うんですが、その中で住民の人たちが、これはまだなくしてもろうたら困るとかという話になってくるわけですよね。

この償却年数の話と耐用年数の話というのが、まず各建物についてしっかり分かるように、行政コスト計算書で見られるのかな。まず、ここまで確認させてもらいます。

○ 吉田行財政改革課会計専門監

行財政改革課の会計専門監の吉田でございます。

私、行政コスト計算書とか公会計の決算書のほうを作らせてもらっておりますけれども、委員がおっしゃられる、行政コスト計算書のほうでは、減価償却費の金額だけが分かるようになっておりまして、その内訳は開示してございません。

この内訳は、固定資産台帳という行政コスト計算書を作るときに、作成の根拠となる資

料がございまして、これは公開しておりませんが、これに基づいて減価償却費を個別に出しております。

○ 樋口龍馬委員

何が言いたかったかというのと、建物自体の耐用の年数というのがある程度明確にされているということと、その建物に与えられた行政的ミッション、これが達成されているのか、されていないのかというので、長寿命化を図るのか、ないしは、耐用年数を超えていなくても処分をかけていくのかという判断が求められて、ここにある程度開示されていないと、何でこれをなくすんやというのが分からなくなってしまって、住民からの反対が起こってきたりだとかというのが出てくるのかなというふうに私は考えています。

あんまり個別の事例を取り上げるといかなのかなと思いますが、例えば楠の話であったり、笹川のほうの話であったりというところで、住民の皆さんからの反発が出てきたりすると。ここをできる範囲で、ちょっとずつ変えていって、少しずつ見える化していかないと、何でなくすんやということが分からんと、どういうところになったらこの使命が達成されて、この建物は終わっていくんだということが分かっていないと、既に使っている利用者から見ると一つの既得権益みたいなものですから、ある日突然目の前から取り上げられてしまうという感情が出てしまうと、住民との争いになっていきますので、その辺り、今後、いきなり変えよという話じゃないんですけども、検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○ 一川行財政改革課長

いろいろなご意見ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおり、公共施設のこれからマネジメントというのを本格的に全庁挙げて進めていかなければならないというところございまして、おっしゃるように地区の方とかの思いとか、防災面からの心配とか、そういったこともございまして、協議には時間を要すると思っておりますけれども、今、議員からも、ご指摘いただいたところですか、そういったことは大事な視点で、たくさん施設を持っていると、身軽といいますか、今後の財政運営が厳しくなる中で、将来の世代に負担を残してしまうということから、一生懸命その視点も踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

○ 樋口龍馬委員

ぜひお願いをしたいと思います。

次は土地ですわ。土地の中で、処分が、今回の土地開発公社なんかから引き揚げてきた土地——引き揚げてきたっておかしいですね——解散に伴って行政に財産が移管された土地であったりだとか、何でこんなところに飛び地があるのかなというところに、土地を持っていたりするじゃないですか。

それが特定の住民さんの占有によって、領域を侵されているというのも監査なんかしているとよく見ますし、あれらの処分をどう考えていくかというところも一つ大きな問題なのかなと。棚上げしていってしまうと、そこに対する管理費というのがどんどん積み上がっていってしまいますし、そうかといって民間に処分しようとしても、なかなか手放せない土地というのがある中で、利用価値がないと言ってしまう言い過ぎなのかもしれませんが、行政として抱えていてもどうしようもないし、民間としてもなかなか価値をつけて、そこを購入しようという思いにならないような土地というのは、これからどのようにしていくのか。その辺り、ちょっと考え方を簡単に示していただけるとなと。

個別具体的にここの土地をとということではなくて、多分たくさん皆さんの頭の中に浮かんでいると思いますので、その土地を思い浮かべていただきながら少しコメントいただければと思います。

○ 大森参事兼管財課長

管財課、大森でございます。

委員おっしゃるように、非常に管財課が土地をたくさん所管しておるんですけども、非常に使える土地、また、ちょっと非常に使いにくい土地というのがございます。その中で、極力使える土地につきましては、市のホームページのほうに、貸付けとか、そういったものの募集のほうをさせていただいておるというところでございます。

ただ、本当に少しだけの土地とか利用価値が非常に難しい土地、こういったものも実際ございます。その辺り、管財課のほうでは除草とかそういったところの負担がかかってきておるというところもございます。その辺り、こうしていくという明確なご答弁はできないんですけども、今後の課題ということには考えてはおるんですけども、今後、何かできることがないかというところで、利用価値がないかというところも含めて、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

今大森さんの言っていた、ホームページ上のというのは、賃借可能な土地の一覧という12個の土地になるんですかね。

○ 大森参事兼管財課長

管財課、大森でございます。

賃貸可能な土地の一覧ということで、12件上げさせていただいておるものでございます。

○ 樋口龍馬委員

ここに載せられないような土地もいっぱいあると思うので、どのように整理していけばいいのかというのは考えていかなきゃいけないと思いますし、変なところに公園の土地を持っていて、のり面のところだけ常に公園として補修し続けなきゃいけないということだとか、この前も市民相談で、のり面が崩れてきているけど、ここ公園らしいもんで何とか直したってよとかというのを聞かされたり、市の土地になっておるんやけど、見通しが悪くて怖いもんで、言ってくれへんかというのも、やっぱり頼まれたりするんですよ、我々が議員をやっておると。

この土地って本当に持っておらなあかんのかなってのはよく感じることもありますので、常に、どうやって処分していこうということを誰かが頭を働かして、今後、土地をどんどん取得していくという時代ではないので、確実に1個ずつでもなくしていくということが大事なのかなというふうに考えておりますので、ぜひ、一つ一つの土地に、大変だと思いますけど、向き合っていて、例えば、隣地の方に一緒に管理してもらえるような方法がないのかとか、そういうことを模索していかないと、なかなか難しいのかなと感じるところでありますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

他に。

○ 山口智也委員

よろしく申し上げます。資料の7ページ、準備ありがとうございました。

個人市民税課税誤りの対応についてですけれども、資料を確認させてもらうと、個人市民税の課税誤りについては、令和元年度が9件、令和2年度が35件、令和3年度が92件ということで、かなり令和3年度は多いなというふうに認識しておるんですけれども、この数字で間違いなかったでしょうか。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

おっしゃるとおり、個人市民税の課税誤りはこの件数でございます。

○ 山口智也委員

今回のこのミスは、担当課が気づいたものではなくて、92件というか、システムベンダーの関係のところ、84件ということで、その中の対象の市民の方がお気づきになって対応したということだったんですけれども、市民の方が気づかなければ、そのままになっていた可能性もあるというふうに思うんですけれども、そういうことでしょうか。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

市民税課、清水でございます。

おっしゃるとおり、今回84件につきましては、市民の方から、税額が若干増えたというようにお話をいただいて、検証した結果、84件ということでした。システムが新しく入りまして、そういったところの検証も行いながらでしたので、結果、市民の方からいち早く連絡をいただきましたけれども、検証の中で発見できたのではないかとは思っております。

○ 山口智也委員

そういうことで理解はさせていただきましたけれども、ただ、市民の方から、通報があって気づいたということは、しっかり反省をしなければならないというふうに思うんですけれども、その辺の基本的な捉え方というのは、どういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

市民税課、清水でございます。

おっしゃるとおり、間違いがあつてはいけないことですので、新しくシステムが入っていないところもございました。システムベンダー側もいろいろと検証していただいて、担当を専任で置いていただいたりとか、職員側も新しく各業務を見直しながら、マニュアル等を作成して、研修等で対応するように、しっかり間違いのないような形で進めていきたいということで、誤りが発見されてからはそういった対応もさせていただきました。

○ 山口智也委員

皆さんは、この行政の仕事の中で、今年度は大体このぐらいの課税誤りで、このぐらいが毎年出るよねというような感覚をもしお持ちであれば、私たち市民のほうからの感覚で言えば、やっぱり1円たりとも誤りがあると、非常に行政、どうなっとんやというような感覚を持ちますので、そこは、たとえ1件2件であっても、しっかりなくしていくんだという思いは持っていかなければならないというふうに思います。

新システムの運用開始に至るまで、この追加資料で見せていただきますと、その運用開始に至るまでと、また、その稼働後も頻繁に打合せを重ねてこられたということは、理解をさせていただきました。

まず、92件の中の84件というのは、システムベンダーとの共通認識不足が原因だったということで、説明がありますけれども、共通認識不足が原因と言われてもちょっとなかなかぴんとこないものですから、一つだけで結構ですので、具体例を分かりやすく、我々にも分かるように具体例を、どういう共通認識が不足しとったんだというところ、簡潔にご説明いただけないでしょうか。

○ 鈴木市民税課副参事兼課長補佐兼市民税第2係長

市民税課、鈴木でございます。

今のお話なんですけれども、住宅ローン控除、もともと所得税にある制度でございますけれども、その所得税で引き切れない場合に、市県民税、住民税に関しても引くという制度になっております。

住宅ローン控除、時の政府によっていろいろな改正がございまして、消費税のパーセントが上がる時期に、住民税の控除額の算定を変えるというところがございまして、その平成26年4月1日から、消費税が5%から8%に変わったところがございまして、そのの

判定のところ、業者のほうの仕様と、こちらの思っているところが違ったということになります。

以上です。

○ 山口智也委員

いずれにしても、そこは確認不足だったということは否めないのかなと思います。対策としては、ここにありますように、システムベンダー側としては、作成部門とは別に、管理部門の方が再度チェックをするということ。こちらの行政側としては、要はスキルを上げてダブルチェックを強化していくということだと思えるんですけども、これは今までもやってきたようなことが、改めて書かれているようなところがあるのではないかと。本当にこれで課税誤りを防止できるのかなという疑問が残るんですけども、いかがでしょうか。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

ダブルチェックに関しましては、これまでもしっかりやっておったところなんですけど、新システムということでしたので、新たに対応マニュアルを職員間でもつくりまして、研修を重ねまして、共通意識や知識を高めるような形に、体制としては持っていておるといっていただけます。

○ 山口智也委員

新たなマニュアルをつくったというところの説明もあって、理解させていただきますけれども、例えば、システムが変わるタイミングはさらに気をつけなければいけないところだと思いますので、システムベンダーと職員との確認し合う頻度を上げるとか、より具体的に、例えば、最初のうちだけ事務処理したものを確実にシステムベンダー側に確認を求めるとか、そういったさらなる対策というのを具体的な対策というのを講じていただいて、課税誤りというのをまた今年度以降、削減していくような結果を求めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑のある方。委員の方いかがですか。追加資料については以上ですか。

○ 樋口龍馬委員

先ほどのシステムに関わることなんですけれども、本来、システムの発注というのは、より確実に計算をできるということと、行政職員の手間を減らすことなのに、そのチェックに手間がかかっておるようでは、何やっておるか分からなくなってしまいますので、そのベンダーばかりを責めるわけではないですけれども、ちょっと部局は違いますけど、職員さんの健診の発注を受けてくれる病院が変わったときに、過去のデータが全部つなくなってしまうって聞いたことがあるんですよ。

何のために毎年定期健診しとんのやみたいな、去年のデータと比較できへんやんかというような、なかなか普通の会社やとやらんぼかを、とにかく、最少の投資で最大の効果をとという気持ちが強いのは分かるんですけど、今までの継続からのスムーズな移管だとかというのが、割かし行政は苦手なのかなというのを感じる事がこのシステム関係のときに多いもので、しっかり引継ぎをして、システムが十全に動くというところまで仕様の中に入れるということをしなから、行政職員の手間が減らんだら意味がないので、そこは、今後のシステムの改修等については、よくよく考えて仕様を組んで発注していただくということをお願いして終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見。

それでは、議案第18号に関して、その他、全体でご質疑のある委員の方。

○ 山口智也委員

それでは、資料請求以外ということで、戻っていただいて、決算常任委員会の部局別の中の財政経営部さんのページの27分の8ページをお願いしたいと思います。

公共施設の適正化について質疑させていただきたいと思います。

議案聴取会のおきだったと思いますけれども、お伝えさせていただいて、委員長にお計らいいただいたように、協議会でこれまでも関係者への説明というようなところの状況報告を改めてまた、今年度もお願いしたいということで、今年度にまた設定していただける

ということで、感謝しております。

それとは別に、今回、令和3年度決算ということですので、令和3年度に行った、例えば公共施設の適正化、素案の作成だとか、地元住民や関係者への説明など、令和3年度の実績を簡潔に総括していただきたいと思います。

○ 一川行財政改革課長

行財政改革課の一川でございます。

山口委員からご質問いただいたことにつきまして、令和3年度の公共施設適正化の実績といたしましては、既に総務常任委員会の協議会のほうで、随時、ご説明は差し上げているところで、重複する部分もあるかと思いますが、まず、令和3年11月定例会議会の協議会のほうでご説明を申し上げましたとおり、まず、適正化の素案というのを作成して、対象施設の今後の方向性というものをご報告させていただきました。

その後、議員への説明が終わりました後、年明けぐらいになるんですけども、関係者の方への説明というのを始めまして、各施設、担当課と行財政改革課のほうで手分けして説明のほう回ってまいりました。その状況につきましても、令和4年2月定例会議会の協議会のほうで報告をさせていただきます、楠地区につきましては、ちょっと防災面からも心配があるので今後協議をしていただきたいという要望を受けているんですが、そのほかにつきましては、おおむね了解をいただいているというところがございます、今年度の取組にも関わってくるんですが、年次計画というか、どのように進めていくかという検討を始めておるところでございます。令和3年度の実績につきましては、関係者へのご説明までというところになろうかと思っております。

○ 山口智也委員

それでは、先ほどお話がありましたような、全体的にはうまく動いているということなんですけれども、中にはおっしゃったように、楠地区なんかは、完全な理解がまだ、防災面のところで得られていないということもあり、そこへの今後への働きかけというのを今後どうされていくのかというところを確認させていただきたいと思います。

○ 一川行財政改革課長

行財政改革課の一川でございます。

地区のほうで、市と協議をするに当たって、検討委員会みたいなものを立ち上げるということで、実際立ち上げていただいております。今年度なんですけど、最近なんですけれども、7月の末ぐらいなんですけど、第1回の委員会みたいのがございまして、そこに私どもが出席をさせていただいて、昨年度のメンバーとは変わっているところもございましたので、再度素案の説明ということをもう一度させていただいてきました。

今、私どもから説明を差し上げて、その後、地区のほうで、意見を集約していただくという今、その段階にございまして、回答をお待ちしているところでございます。

○ 山口智也委員

分かりました。ぜひ検討委員会ですか、そこでしっかりご意見を伺って、調整をうまくしていただきたいと思います。

先ほど、樋口委員の質疑の中でもありましたように、なかなか全体間で説明させていただくとご理解いただいても、なかなか個別の案件になると、地域の方の既得権益といいますか、その辺りで反発に遭うケースが非常に多いということで、令和3年度の取組の中で、ちょっと私、所用で行けなかったんですが、市民公開講座ということで、11月だったでしょうか、文化会館のほうで、そういう講座を、公共施設のマネジメントということでしていただいたということで、非常にこういったことの積み重ねというのは大事かなと思うんですけども、今後についても、なぜこういうことが必要なんだという、こういう外部からの専門的な知見というの、市民の方に触れていただくようなこうした機会というのを多く持っていただきたいなと思っておるんですけども、最後にそこだけ確認させていただきたいと思います。

○ 一川行財政改革課長

ご意見ありがとうございます。

市民公開講座なんですけれども、委員のおっしゃるとおり、3月でございましたが――春分の日、祝日でございましたが――させていただいております、定員100名のところを三十数名ご参加いただいております。

こういった取組を地道に続けていくことで、市民の皆様との理解の共有というのを図っていくことが大事と思っておりますので、こういった機会を捉えて、そのときの公開講座の内容につきましても、映像で納めているものがありまして、講師の方との調整にはなる

んですが、そういったものを例えばユーチューブとかで公開していくとかすると、若い方とかにも見ていただいて関心を持っていただけるかなというところもありますので、そういったこともできないかどうかというのを考えていきたいと思えますし、また、新しく講座の開催というのでも考えていきたいと思っております。

○ 山口智也委員

オンラインでのというのは非常にいいアイデアかなと思いました。ぜひ、そうした機会を多く持っていただきたいと思えますし、地元住民の皆さんへのご説明の中でも、そういった内容をしっかり盛り込んで、お伝えをいただきたいなと思いました。

続けて、質問いいですか。

○ 伊藤嗣也委員長

どうぞ。

○ 山口智也委員

次に、27分の11ページなんですけれども、ちょっと細かいところになるんですけれども、大体真ん中あたりに、市庁舎等の管理運営費の中で、高濃度PCB廃棄物収集運搬・処理業務委託費ということで、7000万円ほど、決算額があるんですけれども、まず、高濃度PCBというのが、いろいろ話題になったりすることもあると思うんですけれども、大体どういった性質のものなのかというのを簡単にご説明いただきたいと思うんですけど。

○ 五木田管財課主幹

管財課の五木田です。

高濃度PCB廃棄物の種類ということけれども、照明器具に入っている安定器だとか、電気設備の受変電設備やコンデンサーとかそういったものになります。

○ 山口智也委員

大体電気の絶縁とか、その辺りの油で使われるんですかね。僕も全然詳しくはないんですけど、PCBというのは割と毒性が高かったりして、今は、新たな生産もされていないというような物質ではないかなというふうに聞いておるんですけれども、今後、この

P C Bというのを使い続けていくのかというところを確認したいんですが、特に何も議論はされていなかったらそれで。

○ 五木田管財課主幹

P C Bについては、今後使い続けていくというわけではなくて、害があるものですから、国から適正に処理をしていかないといけないと言われているものですから、使っていくというわけではなくて、もう今ある廃棄物は処理していくと。生産に関してはP C Bでなくて代替の無害のものでの生産機器というのですか、設備的なものを使っていくというイメージです。

○ 山口智也委員

今使っている高濃度P C Bを使用していく部分については、特に、危険性というのは生じないということで理解していいのでしょうか。

○ 五木田管財課主幹

高濃度P C Bに関しては、廃棄として市役所の分、環境部にも聞いたんですけども、四日市市の市長部局等の高濃度P C Bに関してはもう処理が終わったという認識であります。

○ 山口智也委員

処理は終わった。使用はしているわけですね。

○ 五木田管財課主幹

使用はしていないという形です。

○ 山口智也委員

使用はしていないということでいいんですね。

○ 伊藤嗣也委員長

正確な答弁をお願いいたします。

○ 森行財政改革課課付主幹

行財政改革課の森でございます。

いわゆるPCB、ポリ塩化ビフェニルが入った機器ということでございます。こちらについては、大きく高濃度と、微量って形で分かります。高濃度につきましては、先ほど今回、決算に上がっているものについては、照明に入っておる安定器、これはそもそもでございます。そのほかに五木田が申しましたコンデンサーとか変圧器というものにも入っておるといのが多くの事例であったところです。

まず、コンデンサーとか変圧器、これについては処分期限というのが決まっております、既にこの処分期限が過ぎておって、我々、四日市市としても、その処分期限に基づいて、割当てで何年に四日市市は処分の期間ですと来るものですから、それに合わせて処分したというところでございます。

今回の安定器に入っているPCBについても同じように、北九州のほうに処分施設があるんですけども、その順番というのが回ってきたものですから、処分したというところでございます、当然処分するに当たっては、今使っている照明にそういうものがないかということについて調査をして、該当する分については、入れ替えたり器具自体を更新したりして、取ってきたということがございますので、そういう経緯からいたしますと、現状、五木田が申し上げたとおり、現に使っている器具としてはございませんというご回答になります。

以上です。

○ 山口智也委員

理解できましたので、これで結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

他にご質疑のある方。

○ 早川新平委員

追加資料の5ページの財産処分の考え方について、お伺いをしたいんですけども、先ほ

ど樋口委員がやり取りをされていたとおり、基本は、昔って言うとおかしいけど、20年前なんかでスクラップ・アンド・ビルドでやっていった時代で、これからは民間に聞くと、もうスクラップしてその跡地はということが基本になってきて、建てるということはあまり計算していないという。基本的には、公共施設の売却に関する考え方について、注釈わざわざこうやってつけてもらってあるので、除却の考え方を書いてもらってあるんだけど、現実にはこのとおりにうまくいっていないところが、僕は多々あると思うんですよ。

これが本当は政策推進部でやらなあかんところなんかと思うんだけど、土地開発公社の跡地なんかも、例えば先ほど議論をされていたように、すぐ売れるようなところと民間が手を出せるところ。それで、そこの考え方というのは、どういうふうに財政経営部の立場からは見ているのかなということちょっと聞きたい。根本を。どういう観点から、こういうふうな所見、考え方とか、どういう経緯でこういう形になったかというのを詳しくちょっと教えていただきたい。

○ 一川行財政改革課長

行財政改革課の一川でございます。

早川委員からご質問いただきました除却といいますか、公共施設の適正化という観点で、私ども、取り組んでおりますけれども、公共施設が大量に高度経済成長期に建てられて、それがもう老朽化すると、その更新には多額の費用が必要になるところから、早く取り組んでいかなければならないということで、いろいろな方針を定めて取り組んでおるところなんですけれども、この意思決定につきましても、どのような適正化というか方策を図るかという、除却なのか、集約化なのか、多機能化なのかとかといった、そういった方策につきましても、行政経営委員会という副市長をトップとする会議体のほうで、当然それには、政策推進部長も入っておりますし、総務部長も、私どもの財政経営部長も入っております、そこで方針というか、決めているというところでございますので、そういった仕組みの下で、個々の施設について検討しているというところでございます。ちょっとお答えになっているか、申し訳ございませんが。

○ 早川新平委員

抽象的なお言葉やから、答弁も非常に難しいところがあるんやけれども、例えば一つ例を出したところが、先ほどの新保々の工業団地の跡地のところが、開発公社から市が全部

肩代わりしてなっていたと。もうずっと塩漬けになってくると、そのところでは財政面では大きな負担になってくるところが私はあると思っています。

もっと根本的に伺いたかったところは、一つの例としては、新保々はありましたけれども、あれは5年後に売れるんかとか、設計の段階でも、こちらが企画をして売却するんやなしに、買ってくれた方々の利用しやすいような区画にやっていくという柔軟な姿勢を見せてもらっていたんだけど、根本的なところで、先延ばし。先ほど加納委員と樋口委員が言っていたところでも、替え地とかそういうところの跡地で、事後処理をやっているというのが現実のところだと私は思っているのやわな。売れるものならもっと早く売っているし、売れるもんならね。

だから、これからなっていくところというのは先延ばしやなしに、きっちり考えていかんと難しい問題を全部先延ばしにしていって、先ほどの入札の問題にしても、公共のところと我々個人の経営のところというのは、全くプロセスが違うし、減価償却の面でも、樋口委員が指摘していたところで全く違う。その考え方が、どちらが公共であるから、安全性も含めてという総合的なものと、個人経営であれば利益というのがまず来るので、そういう視点が違うんだけど、だから、そのように民間のようにせいということではなしに、市役所という皆さんの立ち位置の中で、市民の安心、安全性というのがまず第1に来なきゃいかんと同時に、財産をどういうふうに処分をする、あるいは活用していくという言い方をすれば、民間ができるだけ手を出しやすいような、購買意欲があるような形で持っていかなと、そこが根本的にやっぱり違うんやな、立場がな。

そのところはやっぱりいろんな職員さんがいろんな意向を持っていて、特に部長なんか、トップがこういういい意見であれば、それをどんどん活用して行政の中でできるという基本がないと、さっきの入札の件でも、いや、マニュアルに従ってやりました。でも、途中で倒れちゃった。困るのは、市民やし、行政側も困るんやから、その決定権というのがないところが非常に難しいところがあって、先ほどの契約期間のも一律ではないし、年度でいくのか、1年でいくのか、あるいは1年半という契約期間があって、そのところというのは、財政経営部だけではできないところがあるんやろうけれども、僕ら決算というところから見ると、結果から、次年度にその予算をどういうふうに反映していくかということが一番大事なところなので、その考え方の根本だけをちょっと聞いたかったんだけど、サービス提供のということがあると、必要性とか、きれいごとがあるけど、現場ではいろんなトラブルいっぱいあるやん。そのところの考え方だけはちょっ

と聞かせていただきたいな、部長として。

○ 松浦財務経営部長

財政経営部、松浦です。

土地につきましては、公共施設もそうなんですが、まず、我々は行政財産として持つておる、活用するために持つておるといふのがありますので、まずはその行政財産の目的に沿うように有効活用したいといふのがあります。ただ、しかし、先ほど委員もおっしゃられた、スクラップ・アンド・ビルドが今、スクラップばかりになっていくといふ、これはもう人口減少とか、少子高齢化といふのを踏まえますと、過剰な施設や土地は持つべきではないといふのが根底に今、時代の変化としてあると思ひます。

ですから、行政財産として利活用できない土地といふのは、これはもう処分していくほうが管理費もかからないので、本当に活用できないのか、十分検討した上で処分すべきものは処分するといふのが今の我々の考え方の根底にあると思ひます。

まだ、工業用地につきましては、これは要らないから処分するといふことではなくて、本市の工業振興といふ目的を持つて活用する意味で売っていくといふことになろうかと思ひますので、その辺は、どういふ売却すること自体が活用になっていくかと思ひますので、どういふ方法が一番いい活用方法になるのかといふことを担当課でしっかり考えていってもらいたいといふふうに思っております。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、もう優等生の答弁になんやけど、やっぱり期限をある程度決めやんと、特に自分のときにもう処分といふか決定をしていくぐらいの、あるいは、もともとじゃ3年計画でといふところで、きちんと考えてもらわないと、10年前、15年前から、特に、開発公社の関連といふのかな、今はもうこっちに来ちゃったので、そういったところで先延ばしするのではなしに、タイムスケジュールといふのはやっぱりきっちり踏んでやっていくべきやと思ふんやな。決算が毎年同じようなことの繰り返しなので、僕は何も進んでいないと思ふので。だから、そういったところにちょっとお伺いをいたしました。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑は。

○ 山口智也委員

次に、27分の15ページで自主納税の推進についてですけれども、27分の15ページの一番上なんですけど、指標として、納期内納付率で、目標88.55%以上、それで実績がありますけれども、まず、令和2年度に実績として89.55%だったのに、目標88.55%と下げた理由というのは、なぜでしょうか。コロナ禍などを想定されて、こういう目標設定にされたということでしょうか。

○ 村上参事兼収納推進課長

収納推進課の村上でございます。

目標値が令和2年度は高かったと。令和3年度の目標値はそれより下に置いているところだと思いますが、私ども、この目標値の設定につきましては、過去3か年の平均値を置くという考え方で置いておりましたので、この数字だけ見れば、令和2年度から低い、それに特殊な要素を入れたわけではございませんでして、3か年の平均値というところでさせていただいているのが実際です。

○ 山口智也委員

理解しました。結果的に、令和3年度89.74%と上回っていますので、平均値を今後取っていくとすると、また、目標値も連動して上がっていくのかなというふうに理解をさせていただきました。

この中で、スマホの納付率について、スマホでの納付について確認をしたいんですけれども、中段の表を見ますと、コンビニ納付の中のうち、スマホというところを見ますと、令和元年度が922件、令和2年度が3766件、令和3年度が8216件と、年々、非常に増えてきているということで、納期内納付率の押し上げにも寄与しているのではないかとというふうに理解をさせていただいております。

確認なんですけれども、そのところで、上段の説明の中で、今後も、各種メディアを活用して、納付の呼びかけをしていくということなんですけれども、このスマホの納付につ

いても、ホームページなんかでは、しっかりそこを記していただいている、載せていただいているというふうに思うんですけれども、各種メディアというのは、ほかにこういったところで載せているんでしょうか。

○ 村上参事兼収納推進課長

スマートフォンの納付が増えてございます。これは平成30年度から始めた取組でございますが、年々増えてきている。これはスマホに限りましては、やはり市民の方にお知らせする手法といたしまして、納税通知書の中に、スマートフォンでできますよというのを入れる、こういった取組があつて、あとホームページ等々でのことになります。

各種メディアというところにつきましては、SNSとか、庁舎のエレベーターのところのディスプレイだとか、これは納期内納付をしましょうという内容になってございまして、スマホに限った紹介ではないというところでございます。

○ 山口智也委員

このスマホ納付が非常に増えていますので、特に若い方なんかは納付しやすいわけですので、SNS等々でも、また、エレベーターのディスプレイなんかでも、そこをしっかりと強調してもらおうと伝わりやすいのかなと思います。

というのは、私の周りでも、スマホで納付できるということを、納税通知書を見れば書いてあるので、しっかり読んでもらったら分かると思うんですけれども、なかなかそこまで見ないというか、そういう人も多いと思いますので、極力友人から聞いて、そういうことを初めて知ったわという人もいるわけなんですよ。

なので、もっと、スマホでも納付できますよというのを多くの方が目にするような、またアイデアを出していただきたいなと思いました。

納付できる税や料金の種類なんですけれども、いろいろスマホで納付できると思うんですけれども、収納推進課の部分でいくと、市県民税、固定資産税が納付できるというふうに思うんですけれども、軽自動車税については、まだできないと思うんですが、これは今後できるようになっていくんですか。

○ 村上参事兼収納推進課長

収納推進課、村上でございます。

スマートフォンでの納税につきましては、現在額が決まって、そして、それで納税ができるということで、コンビニ用バーコードを使っての納付でございます。来年度からは、全国的に、e L T A Xという国のシステムを使って納付ができるようになる。これはQRコードを使っての納付になります。その中では、軽自動車税も納税できるというふうになってまいります。

この点も含めまして、また、広報で特集号を組むなりをいたしまして、市民の方々には、スマートフォン納付また、同時にクレジットカード納付もできてまいりますので、広報をしてまいりたいと考えております。

○ 山口智也委員

e L T A Xで来年度からですか、QRでということで、例えば、私なんかスマホのP a y P a yでいつもいろいろ自動車税も払っているんですけども、来年度からそういうことができるということですね。

○ 村上参事兼収納推進課長

令和5年4月以降、当初は、固定資産税から始まりますけれども、e L T A Xについて全国的に、今、全国でシステム改修をやっております。スマートフォン決済アプリにつきましても、現在の使えるアプリよりも、大幅に多くの種類のアプリで納付ができるというふうになっていく予定でございます。

○ 山口智也委員

あとクレジットでの支払いも、来年度から同じようにできていくということでよかったんですね、改めて。

○ 村上参事兼収納推進課長

収納推進課の村上でございますが、国のほうでe L T A Xというシステムを使いまして、全国でクレジットカードも決済ができると。

四日市市におきましては、市県民税、固定資産税、軽自動車税——市県民税はすみません、普通徴収ということで——市のほうで課税額を決めて通知をする性質のもの、これがQRコードに金額も入れることができますので、それらにつきましては、カードブランド

も幅広くということを進めてまいる予定でございます。

この点につきましても、国のほうが、10月末をめどに広報の材料、情報を提供することになってございますので、まだまだ分からない部分もあろうかと思いますが、広報に努めてまいりたいと考えております。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。

そのクレジット払いなんかの関係が、今回、別で議案が出ている議案第28号の手数料条例等の一部改正に関係しておるということでよかったですか。

○ 廣田財政課長

一般議案のほうのキャッシュレスの決済を進める部分につきましては、個人を特定せずに収納する、例えば住民票とかの200円というのは、お客さんの情報がなくても、200円を受け取ることには支障はないんですけれども、例えば税ですと、当然どなたが何期の税をお支払いしたかという情報と併せて消し込む収納処理をする必要がございますので、ちょっと全く別物でございます。簡単なものをキャッシュレス条例で扱う予定でございます。

以上です。

○ 山口智也委員

外れてすみませんでした。そこはちょっと関係なかったんですけれども、クレジット払いに戻りますと、なかなか四日市市ではそれができなかったということで、市民の方からも、非常にご要望が多かったんですけれども、何で隣の鈴鹿でできるのに四日市市できやんのという。四日市市もなかなかいろいろ理由を聞いてきましたけれども、できなかったと思うんですが、それが、全国のeLTAでできるようになるということは、結果的に市民の方にもいい話ですので、スマホの納付、クレジットの納付、併せてしっかり周知が非常に大事なかなと思いますので、強化をしていただきたいなと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

他にご質疑のある委員。

○ 加納康樹委員

山口委員の質疑のところで、ちょっともう少し細かくいろいろと教えてほしいのをお願いいたします。

まず、スマートフォンの決済が増えているよ、令和3年度で8216件ということですが、市県民税、固定資産税等々いろいろあるかと思うんですが、8216件がそれぞれ、市県民税で何件とか、そういう情報は手元ありますよね。ざっと教えてほしいんですけど。

○ 伊藤嗣也委員長

分かる方が答弁してください。

○ 岡収納推進課管理係長

収納推進課の岡と申します。よろしくお願ひいたします。

令和3年度のスマートフォンアプリ決済における税目別の納付でございますが、市民税、県民税、普通徴収に関しましては、合計、これは件数でよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

ちょっと待ってください。加納委員、再度お願いします。

○ 加納康樹委員

今から何件、何件と言ってもらって、足し算が8216になればいいです。

○ 岡収納推進課管理係長

失礼いたしました。

個人住民税、普通徴収の分につきましては、令和3年度、納期内納付につきましては、2753件でございます。固定資産税、都市計画税につきましては、同じく納期内納付につきましては、5463件でございます。督促状に関する納付を合わせた件数でございますが、個人住民税、普通徴収分が3139件、あと、固定資産税、都市計画税の督促状分を合わせた納付件数が6197件でございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

納期内と督促の分の関係性を説明してください。

○ 岡収納推進課管理係長

収納推進課、岡と申します。

納期内納付といいますのが、納期までにスマートフォン決済アプリで納付された税金でございます。督促状による納付といいますのが、納期経過後、督促状を発送いたしまして、督促状のバーコードにより、スマートフォン決済アプリで納付された件数でございます。

以上です。

○ 加納康樹委員

というと、資料に出ているのは納期内の件数で、さらに督促によるものが結構な数の納付があったということよろしいのでしょうか。

○ 岡収納推進課管理係長

収納推進課の岡と申します。

委員のおっしゃるとおりでございます。

○ 加納康樹委員

まず、確認は、ここの15ページにあるやつの表に示されている数字はそもそも、納期内納付の件数、スマートフォンに限らず、全ての納期内納付の状況ということですよ。でいくと、それ以外の督促による納付というのは、別表で、スマホに限らず、大概の件数があるということなんですね。

○ 岡収納推進課管理係長

収納推進課の岡と申します。

こちらの資料でございますのは納期内納付の資料でございます。ですので、納期内にスマートフォン決済とアプリ等で収納された件数となります。

以上です。

○ 加納康樹委員

最初の答弁のところで、数字をきっちりようメモらなかったんですけど、督促状の件数が3000件とかなんか、結構な数、スマホですか。なんか、そうなると数が合わなくなってくるような、収納率が100%を超えてくるような感じもせんでもないんですけど、どんな数字なんでしょう。

○ 岡収納推進課管理係長

収納推進課の岡です。

申し訳ありません。もう一度申し上げますと、納期内納付につきまして、市民税、県民税、普通徴収につきましては2753件、固定資産税、都市計画税につきましては5463件でございます。

あと、督促状のお話でございますが、個人市民税、県民税、普通徴収分につきまして、督促状における納付件数が、386件、固定資産税、都市計画税における督促状における納付件数は734件となっております。

以上です。

○ 加納康樹委員

分かりました。そうですね、それなら話が合うぐらいなんじゃないかな。すみません、ちょっと横道にそれでしたが、それは確認をさせていただきました。

次に、確認をしたいのが、それぞれの振替別、口座振替、コンビニ納付の1件当たりのそれぞれの金融機関だったり、コンビニに払う手数料ってお幾らなんでしたっけ。

○ 伊藤嗣也委員長

お分かりになる方の答弁を求めます。

○ 村上参事兼収納推進課長

収納推進課、村上でございます。

振込みの手段別の市の手数料負担というところでございますが、口座振替につきまして

は、1件11円を金融機関にお支払いさせていただいております。コンビニの手数料、これはスマホと一緒に扱いはなりますが、61円を負担させていただいているというところがございます。

○ 加納康樹委員

今までは振替手数料というのが、方法が一緒だったので、コンビニとスマホが同じ枠に入っておるんですけど、今、山口委員とのやり取りでありましたが、今後、来年度以降でずか、手数料がe L T A X云々ということになってくると、1件当たりの手数料も変わってくるんですか。

○ 村上参事兼収納推進課長

来年度からは、e L T A Xにおいて、スマホ決済ができるというところがございますが、最近発表された資料での内容でございますが、スマホ決済アプリでの手数料につきましては、1件当たり税抜で50円を上限として、アプリ会社の決済手数料に依拠するというところになりまして、これは、地方公共団体が負担をするということで、個人負担はなしということになっております。

○ 加納康樹委員

じゃ、それでいくと、まだ少し先の話になりますけど、では、次の次ぐらいの決算のこの表がもしあるとしたら、コンビニの件数というのと、スマホの件数というのは分けての記載になってくるということですね。手数料が変わってくると、そういう認識でよろしいですか。

○ 村上参事兼収納推進課長

もう支払い手段がコンビニとスマホと区別できますので、それにつきましては、別々の枠で報告させていただくということになりますが、この手数料は、前年度分の支払いを翌年度するという仕組みになってございますので、決算額の金額といたしましては、1年遅れになります。件数につきましては、その年度の数字が分かりますが、そういった報告になると思います。

○ 加納康樹委員

分かりました。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

議案第18号につきましてでございますが。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしという声いただきました。よろしいでしょうか。

他にご質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段、討論もないようでございますので、これより分科会としての採決を行い、採決の後、全体会へ送るかどうかをお諮りしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行いますが、特段反対もないため、簡易採決により行います。

歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第23目諸費中収納推進課、管財課、財政課関係部分、第2項徴税費、第3款民生費中財政課関係部分、第4款衛生費、第4項病院費、第6款農林水産費中財政課関係部分、第8款土木費、第6項都市計画費中財政課関係部分、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、桜財産区につきましては、認定すべきものと決する

ことにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続きまして、全体会へ送るべき事項の確認を行わせてください。全体会へ審査を送るべき事項について委員の皆様からご提案ございましたら、挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第23目諸費中収納推進課、管財課、財政課関係部分、第2項徴税費、第3款民生費中財政課関係部分、第4款衛生費、第4項病院費、第6款農林水産費中財政課関係部分、第8款土木費、第6項都市計画費中財政課関係部分、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、桜財産区について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開を午後1時からでよろしいか。どうしましょう、続けますか。いいですか。続けても。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

いいですか。それなら、委員の皆様にご理解いただきましたので、このまま、入替えな

しでよろしいですか。

議案第22号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第5号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第3条 地方債の補正

○ 伊藤嗣也委員長

次に、予算常任委員会総務分科会といたしまして、議案第22号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において資料の請求がありませんでしたので、質疑から行います。

ご質疑ありましたら、挙手にてご発言願います。

別段、よろしいでしょうか。

（なし）

○ 伊藤嗣也委員長

ご質疑もないようでございます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移りますが、討論のある方は挙手にてご発言願います。

（なし）

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようでございますので、これより分科会としての採決を行い、採決の後に全体会へ送るかどうかお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行わせてもらいますが、特段、反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第22号令和4年度四日市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様からの提案がございましたら、ご発言願います。

（なし）

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。それでは、全体会に送らないことといたします。

〔以上の経過により、議案第22号 令和4年度四日市一般会計補正予算（第5号）について、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 伊藤嗣也委員長

再開は午後1時でお願いをいたします。

11：39 休憩

13：00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

総務常任委員会を再開いたします。

それでは、会計管理課にもお入りいただいております。

議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳入全般

○ 伊藤嗣也委員長

議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、歳入全般を議題といたします。

会計管理者におかれましては、この後の会計管理者に関わる部分の審査の際にご挨拶をいただきますので、よろしくお願いいたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたので、質疑から行います。

ご質疑ございましたら、挙手にてご発言願います。

○ 早川新平委員

歳入のところにおいてふるさと応援寄附金の件なんですけれども、管轄が地方自治体ではないところもあるので、四日市市がふるさとチョイスだけから今度増やしてというあれもあったんですけども、その効果とか、今現在で分かっているところがあったら教えてください。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

新たに令和4年6月定例会議会でお認めいただきまして、ポータルサイトを一つ増やしたという状況でございます。7月15日から、楽天のほうでも受付を始めまして1か月ほどですので、まだどれだけ効果が上がったかというところは難しいところはございますが、少しずつポータルサイトを増やしたことによる効果も出てくるだろうとは思っております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

所管が地方自治体にはないというところがあるんだけど、現実には、四日市市は赤字が多過ぎて、年々増えているということ、それから、近隣やったら、名古屋市とか、横浜市とか、世田谷区がワーストスリーやと思うけれども、何十億円という赤字になったときに国の補填もないということを考えると、返礼品競争になっているというふるさと応援寄附金自体の制度をどうのこうのというのは言えないけれども、その中で、少しでも市民なりが財政的な影響を受けないようにしていくという方法、原課のほうだけでは難しいと思うので、これ以上の議論はもう所管が違うのでできないと思うけれども。

僕が前からも言っているように、近隣のそういった首長さんを中心としての自治体の動き、制度だからって赤字をみすみすみ見逃していったって、不利益やから、それも何億円という、午前中やっておった財政経営部のところの部分を見ても、赤字が多過ぎる。それも年々増えているということをやっぱり皆さん、努力をしてもらっているんやけど、これ以上、意見として、何かいい策を考えてほしいよなど。ポータルサイトがふるさとチョイスとか、次長のほうからも楽天とか出たけれども、返礼品競争になっているところが本来の趣旨とは違っているので、やっぱり国に対しても声を上げていていただきたいなど、それしか私は言うところがない。

以上です。もし何かあれば、努力をして、このようにしていくとか、課としてあるのであれば教えてください。それで終わってください。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

ふるさと納税は、なかなかコントロールが難しい部分もありまして、四日市市民の方がそれぞれのお考えで他の自治体に寄附されたり、そのメリットとして控除が発生するという制度でございますので、なかなかその寄附をどうというコントロールが難しい部分がございますけれども、ポータルサイトを増やすのも一つですし、魅力ある返礼品を増やすとか、また、言われました交付金での国への要望というようなところも含めて、税に関するところを財政経営部としては適切に行っていきたいと思っております。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑のある委員の方は。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきましたが。

それでは、他にご質疑等もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようでございます。これより分科会としての採決を行い、採決の後に全体会へ送るかどうかをお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行いますが、反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、歳入全般につきましては、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続きまして、全体会へ送るべきとする事項の確認でございます。全体会へ送るべき事項について、委員の皆様からご提案がありましたら挙手にて発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、なしというお声をいただきましたので、全体会へ送らないこととさせていただきます。

[以上の経過により、議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

理事者の入替えがございますので、委員の皆さんは少々お待ちください。

ありがとうございました。

それでは、これより会計管理課所管の議案の審査を行います。

まず、会計管理者よりご挨拶をお願いいたします。

○ 森会計管理者

会計管理者森でございます。

会計事務につきましては、今年度、県内外で誤った振込や着服といった問題がございました。このことを本市といたしましても対岸の火事として油断せずに、改めて問題が起こった場合の対応の検討や、そもそも問題を起こさないための事務の流れ、また、チェック体制の確認を行っているところでございますが、引き続き、会計事務の正確性、信頼性の向上に努めてまいりたいと考えております。

本日は、会計管理課といたしまして、総務管理費のうち、会計管理費の決算審査をお願いいたします。また、先般の議案聴取会でご請求いただきました不用備品の処分に係る手続について、追加資料として提出させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第6目 会計管理費

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、会計管理者所管部分を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において、追加の資料の請求がありましたので、資料の説明を求めます。

○ 町田会計管理課長

会計管理課の町田でございます。

会計管理課の追加資料についてご説明させていただきます。

資料はタブレット、総務常任委員会分科会、その中の005会計管理課（追加資料）をご覧ください。資料の3ページをご覧ください。

それでは、説明させていただきます。

樋口委員から備品の処分についての考え方について、資料の請求をいただきました。備品の処分につきましては、四日市市会計規則に定められております。不用となった備品の処理については、会計管理課が職員向け掲示板に掲示してある会計事務の手引と会計事務手引資料集に記載するとともに、不用備品の利活用及び処分要領を職員用掲示板の重要通知集に掲示し、各所属長及び職員への周知を図っております。

不用備品の処分につきまして、こちら、3ページ、備品処分に係る事務フローをご覧ください。これは、職員向けの掲示板の重要通知集及び会計事務の手引の資料集に掲示されているものでございます。

会計規則の第154条第1項で、主管の長は、使用又は修繕の見込みがないと認められるものについて、不用の決定を行わなければならないと定めております。そのため、市役所の各所属で不用備品が発生した場合、主管の長、つまり各課の所属長がこのフロー図に沿って備品の処分を行います。使用の見込みがないと認められるものは、こちら、一番上の四角の下にあります左上の二重枠の表にあるとおり、①から⑥のいずれかに該当する場合、またはその右側にごございます修繕の見込みがないと認められるもの、こちら、二重枠の表

の中の①、②のいずれかに該当する場合、フロー図の矢印の下に進み、不用の決定を行います。

会計規則第154条第2項で、主管の長は、不用の決定後、該当物品について、保管転換、譲与、交換等引取先がない場合、不用品処分書により棄却又は転活用処分を行わなければならないと定めています。

不用の決定の段階で、修繕の見込みがないものは、フロー図の不用の決定後、使用の可能、矢印の下、不用品・必需品専用の掲示板への掲示を3か月以上行い、庁内での利活用を図ります。必要とする所属があれば、フロー図の下に進み、保管換手続を行います。

必要とする所属がなければ、同じくフロー図の下に進み、必要に応じ、公営企業会計や関係団体等に対し、保管換、譲与や交換を含め、調査いたします。必要とするところがあれば、そこで保管換、譲渡、交換手続を行います。

必要とするところがない場合は、フロー図の右側の矢印の下に進み、転活用または売却が可能かに進みます。

転活用が可能であれば転活用の手続を、売却が可能であれば調達契約課へ売却を依頼し、どちらも不可の場合は不用品処分書を作成し、各所属で棄却いたします。

4ページ以降に関しましては、参考として、このフロー図の内容を詳細に説明した不用品の利活用及び処分要領を添付いたしました。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

遅くなりました、すみません。傍聴者の方ですが、市民の方がお一人、傍聴に来られております。よろしくお願いいたします。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に移ります。

ご質疑等がございましたら挙手にて発言願います。

○ 樋口龍馬委員

機器の更新等があった場合には遅滞なく処分をしているのか、更新がなされても、以前使っていたものについてはとどめ置くのかというところはどうなっていますか。

○ 町田会計管理課長

そちらのほうも、不用品の決定以降も主管の長の判断に委ねられていることになりますので、このフローに沿って順次行っていくのか、もう少し置いておいて、活用側の道を探すのかというところで、そこは主管の各所属の長の判断ということで運用しております。

○ 樋口龍馬委員

ただ、購入をするときにはしかるべき理由があって購入するわけですよね。その用をなさないので足りるものを買うということになると思うんですが、購入してからどうするかというのを考えるのではちょっと遅いのかなと。もっと山積みになってきますので、買うときにはこれを買ったら古いのはどうすんのかというのは、もっと早い段階に決まっていなければならないんじゃないかなというのを感じるんですが。

例えば、皆さんおうちで、ダイニングテーブルの椅子が古くなってきたと、新しいのを買ってくるわねという、椅子は処分するのかもしれないし、リサイクルショップに売りに行くのかもしれないし、座面は汚れてきたけどクッションを置いたら間に合うで、クッションを買ってこようというような更新の仕方をするときもありますよね。

備品も一緒だと思うんですよ。買ってきて、物が増えたら場所を取るわけですから、場所も財産ですので、処分を的確にしていかなきゃいけない。これは各所属の長に権限があるとはいえ、処分していくということをもう少し積極的に行ってもいいのかなというふう感じて、これは意見にしておきます。

棚卸しというのはどれぐらいでしておるんですかね。備品棚卸し。

○ 町田会計管理課長

棚卸しという言葉になるかどうか分かりませんが、年に一度、物品現在高報告書というものを各所属のほうから提出をいただいております。また、先ほどの購入の段階で、予算がついた段階で、売却時、購入時期を見据えて、先ほど申しました不用品・必需品専用掲示板というところへ必ず掲載して、要りますか要りませんかというので、庁内で利活用を図るということをやっております、かなりそこで減っていつてはいる感じではあるんですが、それでどうしてもという場合は売却時にどうするかとか、そういうのは各課の判断で運用している状況でございます。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

出先なんかは、もう結構、そういう事例が多いのかなというふうに思っていて、例えば、私が以前、見せてもらったところで、中央緑地公園の横のある施設と言っておきます。そこへ行ったときに、書類棚があって、2段重なっていて、上にブラウン管のテレビが置いてあって、ほこりかぶって。その横にいつのか分からんノートパソコンが置いてあって、備品のシールを貼ってあるわけですよ。あれ、ちゃんと棚卸ししておるとはとても思えない状況だったので、そういうものを減らしていかないといけないのではないかなというふうに感じています。

これは会計管理課の問題だという話を指摘しているわけではなくて、全庁的に不用物品に関しては積極的に、売れるものは売っていくというのは、それはまさにそれは正しいと思うんです。売れるものというのも、置いておいて価値が上がるものって多分ないと思うので、行政の備品で。なるべく早く売れるうちに売ってしまう、そのことを励行していくべきでしょうし、捨てるとなれば、要は、資源ごみの持ち去りと一緒ですわ、職員の人が捨てるんやったらもらっていくわというのは、ちょっとそれはやっぱりまずいので、そこをどのように処分をかけていくかということ、監査委員をしておったときは、よく代表監査委員さんが言っていたのは、原形をとどめないほど壊せということをよく言ってみえましたが、そこまではどうかは別にして、適正な処分をかけて、仕事をする上で不用品に、私も机の上を見るとそんなことは言えない状況になっていますけど、何年も前の書類が置いてあったりするので。業務効率が落ちるような状況ではよくないと思うんですが、いかがですかね。

○ 森会計管理者

不用品の処分に関して、お示ししましたようにフローは出来上がっておりますので、このフローを適切な時期にしっかりとやっていくという形で、改めて事務通知の中で、全庁的にも意思統一を図っていきたいと思います。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。例えば、さっき言った台帳等の突合については今までどおりや

ってもらっただけけれども、特に今回はこういう物品に関して注意を払ってくださいみたいなことを添えて、毎年やっていけば、何年間かけて、ある程度クリアになるのかなというのを感じますので、ぜひ進めていただきたいということをお願いして終わります。

○ 加納康樹委員

どこからというのか、306部局別会計管理課の主要施策実績報告書から抜いておるやつ
のところで確認をしたいんですが、3ページ、説明のところの段落、下から二つ目、支払
事務の迅速化や云々というところで、支払窓口業務等の外部委託化により事務の効率化を
図りましたというところで、具体的に何をどうされたんでしたっけ。

○ 町田会計管理課長

こちらは、1階の三十三銀行の横にある支払受付窓口というのが、現金でお金を取りに
来てみえた方にお渡しする窓口だったんですが、そこをうちのほうの直営でやっておりま
したものを指定金融機関である三十三銀行に委託したということであります。

以上です。

○ 加納康樹委員

委託されて効率化を図ったということなんですが、今年度予算からいくと、委託料で不
用額が割と出ているのは、委託料が意外と安く上がったのか。どういう形で不用になった
んでしょうか。

○ 町田会計管理課長

こちらのほうが、非常に申し訳ないんですが、細かい数字の積み重ねとなっておりますし
て、収納データの打ち込み委託というのがございまして、こちらは、紙で支払った場合の
ものが銀行のほうに集まりまして、それをデータ化する作業というのが、こちらのほうの
金額がちょっと予想より残ってしまいまして、そこで委託料がちょっと余ってきたとい
うところになります。

○ 加納康樹委員

ですから、外部委託というところでいくと、いろいろ見ると直営でやっていたのが、三

十三銀行さんをお願いすることになったから、会計年度任用職員さんの報酬手当等は減ってきた。当然三十三銀行さんには、その代わり委託料を払っていらっしゃるだろうけど、トータルの委託料はそんなこんなで理由もあって、当初予算よりは下がりぎみになったという、そんな令和3年度だったという、そういう見方で合っているんでしょうか。

○ 町田会計管理課長

こちらのほうの会計管理費のほうに出ていない分で、再任用職員1名の減というのがございます。その分の人件費は減っております。

以上です。

○ 加納康樹委員

分かりました。

あと、細かいところで2点伺いをします。前年決算、今年決算でいくと、備品購入費のところは、前年度決算に比べると大分少なめで収まっているというのは、これは人事異動の大きさが違ったとか、どういう総括でしょう。

○ 町田会計管理課長

会計管理課の町田です。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の関係で、机を非常に欲しがる所属がございまして、そちらのほうの関係で机のほうを購入したのと、今年度、令和3年度に至りましては、やはり人事異動の規模が令和2年度より少なかったということが大きいと考えております。

○ 加納康樹委員

分かりました。

あと、めちゃくちゃ細かいところなんですけど、負担金、補助及び交付金のところで、前年になくて今年決算に出てくる会計事務研修参加負担金というのは、これは何なのでしょうか。

○ 町田会計管理課長

こちらは、NOMAですね、一般社団法人日本経営協会、名古屋にあるんですけども、そちらのほうで、会計に関しますいろいろな講座がありまして、新規でみえた職員に対して、そちらのほうを受けていただいているような状況でございます。

○ 加納康樹委員

ですから、負担金という扱いでいいのかな。旅費ではなくて、旅費とは別の参加費みたいなものが、その研修には発生しているので、費用になっているということですか。

○ 町田会計管理課長

会計管理課、町田でございます。

研修の参加費は、負担金で支払われるということになっておりますもので、負担金のほうに上がっております。こちらのほう、オンラインでの研修でございましたので、旅費のほうはちょっと少なめになっております。

以上です。

○ 加納康樹委員

オンラインでやるやつだけど、どれだけの期間だったのか知りませんが、そう聞くと、まあまあいい値段の研修なのかなとか思ってくるけど、何人分とか、何時間とか、どんな加減の研修だったんですか。

○ 町田会計管理課長

2日間の研修になっております。1人分です。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にご質疑のある委員の方、お願いいたします。

他によろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、他にご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行い、採決の後に全体会へ送るかどうかをお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

別段、反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費につきましては、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続きまして、全体会を送るべきとする事項の確認を行います。

全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様からご提案がありましたら挙手にてご発言を願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

理事者の入替えがございますので、それから、消防本部に入ってくださいまして、資料請求いただいた資料の説明をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

消防本部さんにお入りをいただいております。

昨日の審査の際に、加納委員より追加資料の請求がございました。それについてご説明をいただきたいと思います。資料の説明をお願いいたします。

○ 人見消防長

消防長の人見でございます。失礼いたします。

先ほど委員長のほうからもありましたように、昨日、委員会のほうの中で、加納委員のほうから資料の請求をいただきました。当日、その資料として取りまとめることができませんでしたもので、追加資料として本日取りまとめをさせていただきました。

タブレットに配信させていただいておりますので、そちらの資料を基に、担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 小住消防救急課長

消防救急課長の小住でございます。

ご指摘をいただきました資料につきまして、ご説明のほうをさせていただきます。

資料につきましては、総務常任委員会、008消防本部9月1日後日追加資料でございます。よろしいでしょうか。

加納委員のほうから、防災教室の令和2年度、令和3年度の実施状況についての資料のご請求がございましたので、取りまとめをさせていただきました。

令和2年度につきましては28校中7校で実施、令和3年度におきましては28校中26校で実施をしております。令和3年度につきましては、塩浜中学校につきましては期間外ということで、訓練指導という形でご指導をさせていただいておるところでございます。

併せて、加納委員のほうから、昨年度の資料ということで令和2年度の実施数が27校中7校ではというご指摘をいただきました。消防本部のほうで精査をいたしましたところ、28校中7校での実施ということで、間違いがございました。この場をお借りしまして、おわび申し上げます。

追加資料の説明につきましては以上でございます。

○ **伊藤嗣也委員長**

ありがとうございました。

ご質疑がございましたら、よろしいですか。

(なし)

○ **伊藤嗣也委員長**

ご報告ありがとうございました。

それでは、このまま続けさせてもらいますので、よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより総務部所管の議案の審査を行います。

まず部長よりご挨拶をお願いします。

○ **渡辺総務部長**

総務部でございます。よろしくお願いいたします。

総務部の議案といたしましては、議案第18号の令和3年度一般会計の決算認定でございます。

さきの議案聴取会におきまして4件の資料請求をいただきました。順次説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ **伊藤嗣也委員長**

ありがとうございます。

議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、工事検査課関係部分

第2目 人事管理費

第3目 恩給及び退職年金費

第4目 文書広報費中総務課関係部分

第9目 計算記録管理費

第15目 人権推進費

第23目 諸費中総務課関係部分

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、総務部所管部分を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明を求めます。

○ 柴田人事課長

人事課の柴田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案聴取会において、ご請求いただきました資料の説明をさせていただきます。

お手元のタブレット、本日の会議内の総務常任委員会をお開きください。006総務部選挙管理委員会事務局（追加資料）をお願いします。よろしいでしょうか。

では、人事課に資料請求いただきました3項目について、順に説明させていただきます。資料36分の4ページをお願いします。

山口委員からご請求いただきました職員のメンタルヘルスについてでございます。

まず初めに、職場復帰フォローアップ面談事業についてでございます。こころの健康問題は、様々な要因が複雑に重なり合っていることが多く、職場復帰後においても再発することも少なくないことから、再びメンタル不調にならないような取組が求められており、令和元年度からこころの健康問題により休職し、復帰した職員が安心して業務が継続できるよう、職員の心理的支援を図ることを目的に、該当する職員及び所属長に対し、復帰後から3か月間、カウンセラーによる面談を実施しております。なお、過去3年の実績は資料のとおりでございます。

次に、こころの健康相談室事業についてでございます。こころの健康問題は、職員本人や職場に与える影響が大きく、メンタル不調に陥らないよう、初期の段階で相談できる窓口として平成13年度から開設しており、専門の相談員2名を配置し、相談業務を行っております。なお、過去5年の実績は資料のとおりでございます。

続きまして、資料36分の5ページをお願いします。

山口委員からご請求いただきましたこころの健康問題による休職状況についてでございます。

こころの健康問題によって1か月以上の病気休暇、休職を取得した職員数を過去5年分お示ししたものでございます。病気休暇とは療養を要する旨が記載された医師の診断書の提出に基づき、最大90日間取得できる有給の特別休暇でございます。また、休職とは90日の病気休暇を取得してもなお療養の継続が必要な場合の制度というふうになってございます。

資料の見方といたしましては、左から部局名、その右に年度ごとの取得者数を示しており、部局内の複数列ございますのは、その部局における対象者のいる所属分類数を示したものでございます。例えば、総務部であれば3列ございます。ということは3所属にその取得者が存在したというものを示しておるといってよろしいかとでございます。なお、人数につきましては、年度をまたいで取得した場合には、それぞれの年度ごとにカウントしてございます。

続きまして、資料36分の9ページをよろしくをお願いします。

樋口委員からご請求いただきました令和3年度時間外勤務時間数についてでございます。

委員からは、時間外勤務の状況について、課の平均ではなく部局別に役職を含め個人単位で状況が分かる資料の請求をいただきました。令和3年度における時間外勤務実績につ

きましては、新型コロナウイルス感染症への対応などのために、全体としては時間外勤務が増加しております。

個人別の状況につきましては資料のとおりでございます。資料の見方でございますが、左から部局名、所属名、地位、時間外勤務時間の年間合計数の順に表記させていただきました。なお、地位の表記についてでございますが、おおむねの目安といたしまして、勤続年数が12年程度までが一般、13年から18年程度が係長級、それ以上が補佐級というふうになってございます。

人事課からの説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

○ 太田調達契約課長

調達契約課、太田です。よろしくお願いたします。

私からは、早川委員から、過去の5年間の入札不調件数について資料請求をいただきましたので、委員会資料の36分の34ページ、平成29年度から令和3年度、入札不調件数について、こちらを説明させていただきます。

各年度の入札不調件数はご覧いただいたとおりとなります。

令和2年度は、件数としては令和元年度より少なくなりましたが、これは工事、工事コンサルタント業務で不調が少なかったため、物品購入の不調は例年より多くなりました。新型コロナウイルス感染症拡大などの影響による世界的な物品の長期欠品、メーカーの納期未定による納期に間に合わないといった理由による不調が多くなりました。

令和3年度は、令和2年度の状態を受け、物品の購入に関して、納期の設定についてできるだけ長く期間を設定することで、納期に間に合わないといった理由による不調を多少減らすことができましたが、コピー機やノートパソコン、プリンターなど半導体を使う機器では、メーカーの納期未定などによる不調が発生しました。また、物価の高騰などから、価格が折り合わないことがあり、不落となる入札も多くなりました。

そのほか、工事、工事コンサルタント業務では、建築一式工事、建築コンサルタント業務、こちらにおいて数多く不調となり、その結果、令和3年度は不調の件数が前年より増加するということとなりました。

調達契約課分の説明は以上となります。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。説明は以上でしょうか。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に移ります。

ご質疑等がございましたら挙手にてご発言願います。

○ 山口智也委員

資料、ありがとうございました。職員のメンタルヘルスについて、提出ありがとうございます。

まず初めに、表の見方を確認させてもらいたいんですけれども、まず4ページのほうなんですけれども、上のほうのフォローアップ面談業務についてなんですけど、令和元年度からスタートをして、令和3年度はほぼ倍増しておりますけれども、この倍増した理由を何かつかんでいただけますでしょうか。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

こちらにつきましては、病気休暇、メンタルの休暇から復帰されたという中での人数というようなことで、延べ人数では、1人につき3回分あるということでございますので、人数としても37人いたというわけではないんですけれども、倍になっておるといふところにつきまして、理由としては、特にちょっと分からないところはあるんですけれども、令和3年度、少し病気休暇から復職した職員が多かったというところでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

次に、その下のほうのこころの健康相談室事業について、平成13年度からずっと続けていただいているということなんですけれども、令和3年度はそれまでの4年に比べると少し少ないんですけれども、この理由は何か。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

こちらにいたしましても、例年ずっと80人弱ぐらいのところの利用があったというところですけども、令和3年度につきましては、その件数が少なかったということで、なぜかというところは、理由まではちょっと計りかねるところでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。両方ともあまり分析されていないということでしょうか。この二つ、相談窓口の上のほうでは、カウンセラーさんが面談、下のほうでは専門の相談員さん2名ということで、これは違う方が担当していらっしゃるんですか。

○ 柴田人事課長

こちらにつきましては、職場復帰フォローアップ面談につきましては、相談内容のところに記載させていただいておりますけれども、復帰後の体調というようなことで、いわゆる職場のというところがメインになってございます。そういったところから、職場を取り巻くそういう人間関係とか、お仕事の関係という部分に限定して特化した、そういうことにたけた産業カウンセラーの先生をお願いしておるところでございます。

一方、こころの健康相談室につきましては、相談内容がこころの健康に関する内容ということで、いわゆる広く一般に、全般的な相談をしていただくと、極端なことを言いますと、私生活のお悩みとか、そういったことも可能であるということがございますので、こころの健康相談室については、臨床心理士の先生をお願いしておるところで、少しその相談内容によって担当していただいております先生も変わっておるところでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

ちょっと役割が違って、違う方が担当されているんですね。それぞれの場所はどこで行っているかは、この場では難しいでしょうか。教えていただければ、答弁できればお願いしたいと思います。

○ 柴田人事課長

職場復帰フォローアップ面談につきましては人事課の相談のところで、相談を受けておるといところでございます。

なお、こころの健康相談室につきましては、プライバシーの問題もありますので、人事課とは違う場所のところで相談を受けておるといところでございます。ちょっと場所につきましては、そこに入っていく職員がおると、そうなのかなということもあるので、できたら控えさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

それで結構です。ありがとうございます。

それぞれの相談窓口というのは、効果をこれまで上げてきているということでしょうか。特に課題等があれば教えていただければと思いますが。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

職場復帰フォローアップ面談につきましては、そういう復帰者からしたら、通院の状況とか、また、その職場でどういう状況かといところを、困っておることとかを聞いていただくと。また、その後、所属長とも話をしますので、その所属長とは、所属長にはその職場内での、復帰した職員をどのように対応していったらいいかというような悩み事というのもあるかと思っておりますので、そういう相談もできるということで、情報共有しながら、すっきりした形で職場に円滑に復帰していく手段の一つとして効果があるかなと思っております。

ただ、一方では、やはり復帰しても再度休職されるという方もございますので、そこをいかに、再度の休職がないような形で復帰していただくかというのは今後の課題かなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

ありがとうございます。

そこで、その次のページのところで、休職の状況というところで確認をしていきたいなと思いますけれども、先ほど年度をまたぐ場合は両方にカウントするという表の見方、ご説明ありましたけど、もう一つ、例えば1か月以上、1人の人が1か月以上、休みを同じ年に2回、例えば、間を空けてもう一度、1か月以上休まれた場合は、これ、2というふうにカウントするのでしょうか。

○ 柴田人事課長

年度内であれば、それは1というふうな形で計算をさせていただいたというところで、1人一つというような形でカウントさせていただいております。

○ 山口智也委員

分かりました。

いろいろ、全部の所属を見せていただきますと、明らかに休職者が毎年度多いというか、毎年度必ず休職者が出ている、複数出ているというところも出ておりますけれども、理由を幾つか挙げるとすると、どういうことでしょうか。

例えば、やはり後ほど樋口委員が質疑される業務量、時間外勤務が非常に多いとか、そこら辺も比例するのかなと思うんですけれども、業務量が多いですとか、上司や同僚さんとの人間関係やパワハラとか、また、市民窓口の対応で、悪質なクレーム対応に病んでしまったとか、いろいろあると思うんですが、そういった理由を幾つか挙げるとすると、どんなことになるのでしょうか。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

お答えさせていただきますと、なかなか一つの理由というのは難しいかなというふうなところがあるかと思っております。ただ、委員がおっしゃられたような形で、やはり業務がご本人とフィットしなかったというところもあるかというふうに思っております。また、窓口への対応とか、電話の対応、そういったところで、ご自身の方向とちょっと合わなかったとかということでも少しお休みされるということもあるとは思いますが。

ただ、一方で、業務だけではなく、私的な人間関係とか、そういったところも含めての

中での病気というところが多いかと思っておるというところでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

そこら辺を人事課さんとしてはしっかり原因分析を行っていく必要があると思うんですけども、例えば所属長と人事課、それから先ほどの産業医さんとかカウンセラーさんとか、この辺りとしっかり状況確認をし合いながら、原因分析をして、対策を打つというような、そういった取組はされているのでしょうか。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

先ほどの委員のご指摘のとおり、お休みになったということであれば、人事課のほうに所属長のほうからお話がございます。そういった中で、所属長とも、どういったことが考えられるかというようなことは相談しながら、原因という部分も考えておるというところでございます。

一方、ご本人に直接何が原因やったということも、はっきり聞くというのもその段階では難しいということもございます。なので、その復帰面接のときとか、そういったところを捕まえて、ちょっと本人としては苦手だった業務、そういったところを確認しながら業務に当たっていただいておりますというような、配慮というか、部分はさせていただいて、可能な限り、再度の病気休職にならないような形で取組を進めておるというところでございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

結果から見ますと、やはり毎年度同じ所属で必ず出ることが続いてきているんだと思います、結果から見ますと。ここ、それはやはり非常に問題があるというふうに思いますので、これまで以上に、やはりその原因分析を所属長や専門家たちと考えながら、どういう業務量にしていくんだとか、問題の原因を除去していくという、さらに努力をしていただきたいなというふうに思っています。

国の調査でも、ここ20年ぐらいは、やはり先ほど少し言いましたような、そういう窓口

で悪質なクレーマーなんかも増えてきたりとか、また、その人間関係がなかなか上司とうまく構築できないとか、そういったいろんな全体的な空気というのはあると、要因というのはあると思うんですけれども、四日市市でもやはりそういう同じような傾向というのはあると思いますので、先ほど言いましたようなメンタル対策、さらに強化をしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他に。

○ 早川新平委員

資料の36分の4ページの過去3年の相談実績を見ると、令和元年度から令和3年度まで、令和3年度は倍増しているんですね。その後の5ページからずっと行くと、休職はあまり変わっていない。今、山口委員が質問されておったところ、これはどういうふうに読んでいるのか。そういった配慮の効果で相談がやりやすくなったのか。

特にこういうところというのは、過労というか勤務時間が長過ぎるところと、それから大きく分けて個人的な問題、精神的な問題というので、一くくりにはできない部分があって、さっき言ったカウンセラーとか、そういった方で相談を受けておるというところは説明があったんだけど、こここのところの倍増しておるといのは、例えばコロナ関連が影響しておるのかとか、どういうふうに捉えてみえますか。

○ 柴田人事課長

この職場復帰フォローアップ面談につきましては、病気休職から復帰した場合は必ず面談を受けていただいております。その中で、令和元年度につきましては、職場復帰した人数が7名だったと。一方、令和3年度は13名だったということで、職場復帰した人数は多かったというところがございます。一方、5ページ以降の、休職者の数でいうと、令和元年度も令和3年度も53名から55名というところで、全体のお休みされておる人数は変わらない中で、職場復帰されたとき、令和3年度職場復帰された人数がちょっと多かったというところがあるというところはあるんですけれども、それが果たし

て、委員おっしゃられたように、コロナ禍が原因であるとか、一つの原因ではないかなというふうに考えていますので、なかなか、どれが除去できたらそれが減るのか増えるのかというところは、一概にはちょっと言えないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

柴田さん、答弁していただいて、精神的な問題というのは一つの要因だけというのは考えられにくいところがあって、特に令和3年度は倍近くになった。今説明いただいたんだけど、一方で、この令和元年度から、平成からか、ずっとやってもあまり総数量が変わっていない。ところが、例えば1人の方がずっと継続してということも入っているという見方でよろしいんですか。

○ 柴田人事課長

継続でということも、年度をまたいで取得されておるという方もございます。ただ、制度としては最長3年というところがございますので、この表の中にずっと休んでいる方がいるということはないんですけれども、少し長期間休まれたという方もございます。

○ 早川新平委員

最後にします。精神的な問題というのは、私ら、昔やっておった頃は、治ったとあまり言わなくて。取りあえず社会復帰できるようなところに収まったというところで、繰り返すこともあって、だけど、それは多岐にわたって、一番あってはならんことで、例えばいじめとか、職場関係で、そういう気はないんだけど、受け手によって感受性の強い方たちというのは、敏感なところがあるので、これは人事課の問題やろうけれども、各個人をやっぱり見てやってほしいなど。それ以外、もう根気よくやっていかんことには、自分の尺度でやってしまうと、取り方によって千差万別なので、大げさやなどか思うんだけど、そのメンタル的に弱い人たちというのは、何げない一言が、物すごい感受性が強いとか、十把一からげやなしに、個人を当然見てもらっていると思うけれども、そういったところは気をつけてやっていただきたいと思います。

何かあれば、どういうふうに行われているかというところ、メンタル面だから非常にデリケートなところもあるんやろうけれども、個人を見てやっていただきたいと思います。

○ 柴田人事課長

もちろん、委員おっしゃられるような形で、個人というところで、丁寧に職場フォローとか、またはこころの健康相談室の利用を促すということも含めて、専門家につなげていながら、フォローをしていって、また、職場の配慮というところも進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他に。

○ 山口智也委員

ちょっとくどくて申し訳ないんですけども、その原因が職場にあるのか、プライベートなのかというのは、なかなか複合的でそれは分からないところ、見えないところがあると思うんですけども、でも、職場にもし原因があるとするならば、それはもう絶対除去していかなかんと思うんですね。それは皆さんの務めだと思うんです。

本人からなかなかそういったことを聞くのは難しいという、今先ほどお話がありましたけれども、でも、なるべくそこはしっかり話せる環境に持ってってもらって、例えば業務量が多いんだったらそこはしっかり配置替えするとか、その業務自体を見直して分散化させるとかということもしなきゃいけないし、いろんなやり方はあると思うので、ぜひ今は毎年50人前後がずっと続いて、ここ5年の人数は50人前後でずっと変わらないわけですけども、これが、こういう数字やからこんなものやというふうに見るのか、これを毎年10人ずつ減らしていくんだとかという、そういう具体的な目標を設定するぐらいの、やはりそういった思いというのを総務部の、また人事課の皆さんには持っていただきたいなと思うんですけども、最後に部長からその思いを聞かせていただければありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 渡辺総務部長

ありがとうございます。私も業務するに当たっては、人材というのはまず1番でございます。私も昨年、今年と新規採用職員の面談等に当たってまいりました。その中で、いかにこう職員を採用することが難しいか、いかに人材を確保することが困難かというのを身にしみて感じております。

そういった中で、毎年50名の職員が職場からいなくなるという実態が、今の委員のご指摘の結果ということでございます。ですので、1人でも健康的に職場に復帰をしていただくというのが、市にとって、市民にとっても、これ、重要なことだというふうに感じておりますので、今、委員がおっしゃられましたけれども、少しでも減らす努力というのは今後とも続けていくということでございます。

○ 山口智也委員

今、部長がおっしゃったことは本当に、私もずっと考えていまして、職員を守るということは一番大事なことですけれども、やはりそれは結果的に、四日市市政の宝をなくしてしまって、四日市の力をそぐようなことになってしまっているのです、ぜひ一人でもこういった方を減らしていく、明確なその道筋ということ掲げて取り組んでいただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

樋口委員、お待たせしました。

○ 樋口龍馬委員

残業の件なんですけど、勤怠管理はその現場によって管理の仕方が違うんですか。基本的なところから確認させてください。

○ 柴田人事課長

基本的なところはどこでも一緒でありまして、時間外勤務ということ言えば、事前に申請をして、こういう業務があるので時間外勤務をしますというようなことを申請した上での時間外勤務が発生しておるというところでございます。

○ 樋口龍馬委員

新型コロナウイルス感染症関係なんかはその期間要因的なところがあるんだと思うんですが、意外と実態でいろいろ聞いている話と残業の量があまり合わんなと感じたのは、保育園だとかは年間300時間ぐらいというところだとか、実態とこの数字は、これを疑い始めたら切りがないんですけど、合っているんですか。

僕も人から聞いた話だとか、職員さんから長いんやわという話を聞いたりする中では、年間300時間というのは意外と少ないなという印象です。これを月間に戻すと25時間ですよんか。ということは、25日勤務したとして、1日1時間の残業ということでしょう。残業は少ないにこしたことはないにせよ、すごい残業が大変なんやわって聞こえてくる声と、ここに上がってくる数字が若干ずれがあるような気がしていて、私が話を大きく聞いてしまっているのか、この数字と実態が実はずれているんじゃないのかどっちなんだろうなというところが気にかかるわけですが、これはどうなんでしょう。その数字を出しておいて、いや、実態と違うんですわって答えるわけにいかへんやろうで、この数字だと思いますと言われるんでしょうけど。実態調査はしていますかという聞き方に変えます。実態調査はしていますか。

○ 柴田人事課長

実態調査ということ言えば、そちらはちょっとしてはないんですけども、特に今、委員がおっしゃられた保育園というところでございますけれども、以前からそういうようなお話があるという中で、保育幼稚園課のほうから、時間外勤務の申請については、適正に実施した部分については時間外勤務をちゃんと申請しというか、認めるように園長へ指導させていただいておるというところでございます。

○ 樋口龍馬委員

いわゆるサービス残業が増えていませんかということを知りたいわけですよ。というのがまず一つ。実態把握に努めていただきたいなというふうに考えるんですが、そういうことは、どういう手法をもってすれば可能だと考えてみえますか。いずれにせよ、その実態把握はどこかでせなあかんと思っていますって、これは決算上の指摘です。その上で、そういう指摘を受けたとしたら、どういうふうに実態把握をされますかという、これは質問

です。

○ 柴田人事課長

そちら実態把握ということでございますけれども、保育幼稚園課とも相談をさせていただきますけれども、一つとしては、実際の勤務した時間というものを、アンケートというところとちょっと言い方があれかと思っておりますけれども、そういった形での調査をさせていただくというふうなことになるかなというふうに思っております。

○ 樋口龍馬委員

これ、一つの事例として保育園を出していますけど、私は本庁も含めてしていかないかんと思っているんですよ。この辺りはどうですか、皆さんはどう感じていますか。あまり必要と感じないのか。感じなかったら感じない理由を添えてもらおうと。理解する努力をしてみます。

○ 柴田人事課長

時間外勤務につきましては、現状といたしましては、適切にというか、した部分については申請をしていただいて、時間外勤務が発生しておるというふうに考えておるといところが、この数字だというふうに考えておるといところでございます。

○ 樋口龍馬委員

そうすると、実態把握は必要と感じていないという答えかな。実態把握をする必要があると私は思っているんですけども、どうですかという質問をしたわけですが、実態把握は特に必要ない。現在、必要な残業について、上長に対して申請を行って、それについて認める認めないという判断がそこに発生しているので、実態の把握を改めて監査的に行う必要はないというのが人事課の判断でよろしいですか。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

そうですね、現時点においては申請していただいとるというふうに考えておるといところでございます。

○ 樋口龍馬委員

認識の相違だと思imasるので、あくまで決算認定に係る強い指摘というふうに思っておいてください。それをどう受け止めるかというのは人事課の問題だと思imasし、総務部の問題だと思imasますが、部長、どうですか。

○ 渡辺総務部長

私自身の実体験として、今現在の私のいただいている役職でいいますと、職員の時間外勤務の承認が回ってきません。ですので、各所属の時間外勤務の対応状況がどうかというのを明確にはお答えできませんけれども、自分がそれを承認していた立場のときでいいますと、今、機械上、自分が時間外勤務せざるを得ないときに、事前の予定を出すと。それを事前に所属長が承認をすると。翌日になって、その実績のずれがあった場合に、時間をきちんともう一度上げると、それを再度所属長が確認をする、これで時間外勤務の時間が確定をする、こういう流れになってございます。

そうしますと、所属長としましては、翌日には内容が大まかに分かると。例えば2時間ほど時間外勤務するつもりだったのが4時間かかったということであればなぜ4時間かかったのか、逆のこともあるわけですがけれども、そういったことが日常の業務の中で、先ほど人事課長が申し上げたのはそういった中で把握ができていのかなというふうなご説明をさせていただいたという趣旨だと私は思っています。その内容については、私も同感は同感です。

ただ、議員が心配されるような、いろんなサービスの、時間を本来上げるべきところを上げない、そういうご指摘かなと思imas。もう一方で、私どもが心配するのは本当に時間外勤務をしたのかどうかという部分もあるわけです。そういった部分は、先ほどの流れの中で、所属長がきちんとマネジメントしていくということでございます。山口委員から先ほど心の問題のお話もございました。この問題も含めて、やはり所属長のマネジメントというのが一番重要になってまいります。

今現在働き方改革の中で、その所属長に対していかにこういう状況把握をしながら、所属長があるべき姿はどういうことなのか、自分が何をすべきなのか、そういったことを今図っているということがございます。

そういった中で、本当に状況が調査をせざるを得ないような状況であれば、今委員がお

っしかったようなことをする必要もあるかと思いますが、今現在は、そういった中で把握はされているというふうな状況で認識をしているということでございます。

○ 樋口龍馬委員

これは、両側面あるんですよ。働いてみえる方のことを一方的に擁護しているわけじゃなくて、先ほど部長言われたように、ほんまに残業しているのかとか、必要な残業かということはチェックしなきゃいけないというのを感じている部分もあります。

厳しい部分と優しい部分、表裏一体であって、残業の多い人とこころの相談との相関性みたいなことは把握をやっぱりしていかなくちゃいけないと思いますし、その上で、何や、おまえ、これぐらいの仕事やったらこんなに時間かからんやろうって言って、おまえの残業5時間してあると言っているけど、1時間しか認めへんわいという話が本当に起こっていないのかというのは若干心配はしています。それで業務効率が落ちていくということに対しても、これは市民サービスという点で心配しています。また、税の無駄遣いという観点からも心配しています。

その上で、今度は、ちょっと切り口を変えます。今、一般職でも課長級でも、残業給というのは固定的ですか。それともその人の基本給によって残業給の額というのは変わっていらっしゃるんですか。時間当たりの残業給です。

○ 柴田人事課長

時間外手当につきましては、その職員の本給というか、そういったものに比例していますので、若い職員は単価としては低い金額にはなるという形になるかというふうに思っております。

○ 樋口龍馬委員

深夜まで及ぶようなことがないということであれば、1.25程度で済むのかなと、割り戻していった。そんな感じですか。

○ 柴田人事課長

基本的には1.25というような計算になるというふうなことでございます。

○ 樋口龍馬委員

そうすると、ざっくりですけど、時間当たり1800円ぐらいになるのが多いのかな、一般の方で。1500円ぐらい、1.25ぐらいの計算ですかね。大体でいいです。厳密な金額じゃないです。

○ 柴田人事課長

平均でいいますと約2500円ぐらいになるということでございますので、それは今、全体としてはもう少し低いのか分かりませんが、平均で2500円ということでございます。

○ 樋口龍馬委員

例えばですよ、600時間残業してもらおうと150万円なわけですよ、残業手当だけで。その職能に応じた給与でしょうけれども、比較的若い職員さんで、どうですか、450万円ぐらいですか、福利厚生含めて。700万円までは出ていかんと思うんですが。と考えると、600時間の人が3人いると、1人の正職員を雇えるわけですよ。こういったことというのはずっと考えていっているのか、これは人事要求というか、任用要求をかけていくときにプラス1してほしいとか、1減してもいいよ——1減してもええよという部局はないんでしょうけど——ちょっと増やしてほしいというときの根拠にそういう考え方があるのかないのかとか、そもそもその業務量に対して適正な人数ということをどこかで誰かが定めていかなきゃいけないと思うんですが、これが前例主義で、前回これぐらいで乗り越えてきたで、これぐらいで乗り越えていくのが適切やわねというやり方でやっていくと、なかなか適正人数の割り出しって難しいのかなと考えているのが一つ。今どきそのAIが出てきたやら、IoTが進んだやら何やかんやという話があって、いわゆる働き方に変化が生じて、それによって人を減できるという考え方が一つ。新たな業務が出てくるなり、その課から業務がなくなることによって増減が発生するという考え方があると思うんですが、定例的にこれだけの残業があるなら、いっそのこと人を増やしてしまったほうがよくないでしょうかということを考えております。

何でかって言ったら、基本給には乗っからないので、賞与とかに影響がないとはいえ、残業給で年間150万円もくっついてくると、それは生活給になりますよ。よその課へ行ってその残業がなくなりましたって、150万円も年収が下がったら、生活のレベルを下げられないじゃないですか、なかなか。そういうことを考えていくと、もう初めからやはり残

業が極力少ない状況をつくり出していくということが必要ではないかなと感じておるんですが、いかがでしょうか。長々話しました。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

まず、適正な人数というところで言いますと、今のこの時間外勤務が多いというような中で、多いところについては配置ということも考えていっているというところがございます。また、新規業務、または、あまりないか分かりませんが、廃止する業務というところで、業務の増減ということを見極めながら、定数というか所属への人数配置というものは考えておるというところがございます。

一方、先ほど委員からご指摘がありましたように、働き方改革というか、そういう業務のAIとICTの活用というところで、現在、そういう会議録を自動でというようなこととか、その読み込みを自動でというようなところを踏まえて、そういったことも今後さらに広げていきながら、業務の効率化ということも考えながらやっていきたいというふうに考えております。

一方、人をもっと一気に増やしていけばというご指摘がございました。そこにつきましては、人を増やすというのも一つの選択肢と考えておるところでございます。ただ、急激に、近年非常に増員をしておるというところがございますけれども、人事当局としては、やはり平準化というか、一定の職員数は採用していきたいというふうに考えておるところがございます。

といいますのは、今現時点で40歳前後の世代が非常に少ないというところがございます。そういった中で、今ちょうどその世代は係長を担っていただくという世代が少ないということで、その部分で、現在この組織としては非常に困難を極めておるといってちょっと語弊がありますがけれども、そういったところで、一番要になるようなところが少ないというところが非常にひずみになっておるというところがございますので、そういったことが今後起こらないように、やはり平準化して採用していきたいということがございますので、少し厚く採っておるというところではございますけれども、一気に職員を増やすというのは、少し今後の運営というものを考えると課題もあるのかなというように考えながら、採用はしておるというところがございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

その考え方はよく分かります。定年がしっかりしている職場であり、かつ中途採用が極端に少ない職場でもありますので、その、定年退職する人と新しく入ってくる人の人数のバランスを整えていくということの重要性もよく分かるので、それで会計年度任用職員が増えていってしまうという側面もあるんだろうなというのは分かるんです。

その分母を軸にして物事を考えると、どうしてもアウトソーシングが増えていってしまうという部分で、基幹業務を外に出し過ぎてしまって、最終的に市職員の抱える仕事とか、内製が本来できる仕事まで出さなきゃいけない状況になるのも怖いですし、その中で、一定の残業が発生するのも痛しかゆしというところも理解はするんですが、僕は正直、市役所の中だけで働き方をどうのこうのするのってもう難しいところに来ているんじゃないかなと思っているんです、固定化してしまっていますし。

私は自分が事業者だったときに、コンサルタントって大嫌いだったんですけど、ちょっと一発、もうコンサルタントに全ての業務を棚卸ししてもらったほうがいいかもしれないですねということを考えています。もうこれは意見にしておきます。

そういうことをしていったら、本来、やっぱり人間の温かみが必要な業務って、窓口業務も含めて、AIチャットボットが窓口へ行ってしゃべられても困ることってたくさんあると思うんですよ。それはやっぱり、話を聞いておる、例えば障害者の窓口であったり、高齢者の窓口であったり、子供、子育ての窓口であったりというようなところは温かく対応してほしいって感じるのが市民の心情だと思うので、そういう人じゃないとできないところというところを手厚くしながら効率化を図っていったら、機械化できる部分についてはもうどんどん機械化をしていくというやり方をしながら、今言われた年齢階層によるバランスの不備を整えていってもらおうという作業をしていただいたらどうかなと、これも意見として終わります。終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

様々なやり取りを今聞かせてもらいましたが、総務課の中に当然働き方改革、やっぱり法的に待たなしの状態になっておるわけですけども、そういう室ができたということで、今後、働き方改革推進室としてどうしていくのかということをお聞かせ願えませんか。

○ 渡部総務課働き方改革推進室長

総務課の働き方改革推進室の渡部でございます。

これは委員ご指摘のとおり、これまで働き方改革といいますと時間外勤務の縮減ですとか、休暇取得を意識づけるという、こういう取組が主となってきたかなと思います。これからは、これらの取組に加えまして、これから生産人口が減少してまいります。そちらを見据えて、業務の効率化を進めていく必要があるというふうには考えております。

そのためには、職員の一人一人が自身の仕事を一から見直して、令和時代にふさわしい仕事のやり方に進化させていかなければいけないというふうに考えています。そのための意識改革、あと機運の醸成、あとは仕組みづくり、そういったことを室のほうで行ってまいりますというふうに考えております。

つきましては、職員の働き方を変える、これは必ず市民サービスの向上につながるんだという強い思いを持って取り組んでまいりますというふうに考えております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。なぜ突然当てさせていただいたかという、まさしく新しくそのような室ができたわけですね。だから、私はいつ手が挙がるのかというのはずっと待っておりました。今後の働き方改革推進室に期待をいたします、委員長として。どうか頑張ってください。よろしくお願いいたします。

他の委員の方、ご質疑ございますか。

○ 山口智也委員

ちょっと追加資料請求以外のところで質問しようかと思っていたんですけども、もう関連ですので、時間外勤務というところでまとめて聞かせただけだと思うので、すみません。申し訳ありません。

まず先ほどの話の中で、時間外勤務の中で部長のほうからも、結局の所属長のマネジメントが一番大事なんだというお話がありましたけれども、所属長さんが時間外勤務の実施状況の確認をして、その業務の偏りなんかを把握をして、その偏りを調整していくということが非常に大事かと思うんですけども、この辺りはその所属長の管理能力というのは十分果たしているというふうに人事課としては捉えているのでしょうか。

○ 柴田人事課長

現在、リアルタイムで、その所属の職員の時間外勤務の状況というようなところを把握できるようなシステムをつくっておるといところがございます。そういった中で、所属長のマネジメントの一つとして、やはりそこは平準化ということを示しておるといところでございます。

ただ、やはりある程度のところは平準化をさせていただいておるかと思えますけれども、やはり、全員がほぼ同じような形になるかということ、なかなか、それぞれのご家庭の事情とか体調というようなところもあったりということで、平準化に努めておるといところでございますけれども、完全にその業務の突出を少ない方に振れるかということ、そういう状況にはないかなと思えますけれども、その環境の中で、平準化を図っておるといふうを考えてございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

それは全庁的にどの所属長も、そこはしっかり、可能な限りの調整をされているということで、偏りはないということに理解させていただいてよろしいのでしょうか。

○ 柴田人事課長

そういった形で、所属長としてはマネジメントしていただいておりますというふうを考えてございます。

○ 山口智也委員

そこで、令和3年度からですか、総務部の理事が働き方改革担当理事ということで、所属長さんに対して定期的なヒアリングもされているということに理解しているんですけども、その効果というか、どのように捉えていらっしゃるか、担当の理事さんに確認させていただきたいと思えます。

○ 長谷川総務部理事

昨年の取組でまず申し上げますと、昨年はやはり時間外勤務の多い職員を抱えた所属長

と面談をさせていただいて、人事異動等の必要があれば、一定、対応しておるといふところも引き続き聞いております。本年におきましては、新型コロナウイルス感染症の6波、7波の影響がございますので、今ちょっと、時間外のヒアリングといふところまではなかなかできていない状況でございますが、当然年末に向けて、時間外の多い職員のいる所属に関しましては人事課と私のほうでヒアリングをして、分散化といひますか、平準化ができていふのか、そして、管理上問題がないのかといふところを今後、協議して、対応を主として行っていくといふ考えでございます。

以上です。

○ 山口智也委員

やっぱり新型コロナウイルス感染症の担当を抱えている所属といふのは、この資料でも突出しているといふか、年間でも千何百といふ時間をされている。特に、例えば保健所なんかでいくと、連続勤務がもう何日かといふのは把握されていますか。

○ 長谷川総務部理事

実は私、去年、保健所の衛生指導課でございますが、保健所に勤務してありまして、衛生指導課のほうから保健予防課のほうにもお手伝いさせていただきまして、やはり担当、それから管理職とも、週に1日は休むといふ形で、何とかといふ感じで勤務をしていふ。ただ、それでも命に関わることでございますので、どうしても交代が人員の関係でおぼつかない部分もあるといふふうには考えてありまして。

まずは公務といひますか、人の命、まず保健所ですと患者さんといふか、感染のかかった方々の命を守る、そして、自分たちの健康と命を守るといふところを第一と考えて。

非常に使命感がありますので、頑張っただいだいておるといふ状態で、そこまで働いていただいでおる中で、どうやったらそれが職員自身の健康に影響を及ぼさんようにできるかといふところで考えていく必要はあると考えてあります。

○ 山口智也委員

本当に使命感だけで動いてもろうておるんやなといふふうには、本当に大げさじゃなくて、この人、本当に死んでしまうんじゃないかなといふふうな方も中におられますので、年末にかけてしっかりヒアリングをまた、理事のほうでしていただくといふことなので、しっ

かりそこは踏まえて対策していただきたいと思います。

本当に、なかなかその一朝一夕に解決ができる問題ではないと思いますけれども、先ほども言いましたように、しっかり数値を、目標を立てて、具体的に結果を出せるような、そういった時間外勤務体制の縮減というのを図っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

ちょっと委員の皆さん、少し休憩を取らせていただいて。1時間半たちますので、再開を午後2時45分でよろしくお願ひいたします。

14:29 休憩

14:42 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは再開いたします。

早川委員、お待たせいたしました。よろしくお願ひします。

○ 早川新平委員

入札不調件数についてありがとうございました。5年間で令和3年度62件というところで、説明のときには部品の供給不足の状況が非常に多いということで、逆に参加するほうから見ると、今、資材の高騰で公共工事の場合の概算が本当に出せない。個人相手やったらこういう理由でということを行っているんやけれども、現場のほうからは。だから、これがウクライナの関係があって、半年以上たって、この令和4年度というのは、9月1日から値上げが、非常に製品に反映されてきておるというところを見ると、この令和4年度でもっと増えてそうな気がしているんやわな、その業者さんから見たら。

もうとてもやないけれども、価格高騰で概算も出せないようなところで、参加できないという声を聞いているんだけど、調達契約課なんかはどういうふうなところを、そういうふうに見ているというか、捉え方をされているというのがあればちょっと教えていた

だきたいと思います。

○ 太田調達契約課長

調達契約課、太田です。お願いいたします。

傾向のほう、先ほどご説明もさせていただいたんですけれども、令和2年度は納期が間に合わないという理由が結構多くなったんですけれども、令和2年度の傾向としては、工事、工事コンサルの不調が結構少なかったという特徴があるんですけれども、令和2年度、この建築が少なかったのを業者さんのほうにちょっとお話を伺ったんですけれども、建築の分野は特に民間の工事のほうが公共の工事よりも多いということもあって、民間の工事が好況のときは公共工事のほうにあまり入ってこないというのがあるんですけれども、令和2年度に関しては、逆に民間の需要が少なかったので、公共工事のほうに技術者を結構使うことができたというので、どうも令和2年度は建築工事の不調が公共工事に関して少なくなったんですけれども、令和3年度、令和4年度とですけれども、建築工事の不調が結構増えています。

なので、ちょっとその辺に関しては民間の需要がちょっと好調にはなってきているのかなというふうには感じています。その分、公共工事がちょっと、建築工事のほうで不調が増えてきているというような状況は今あります。

物品に関しては、特に、令和2年度にコロナ禍で緊急事態宣言であるとか、そういった事態のときに不調がたくさん発生したということがあります。ですので、令和3年度に関してはその対策で納期なんかを延ばしてというのをやることによって、多少件数を減らしたというのはあるんですけれども、なかなか問題自体に直接、調達契約課のほうで解決策というのは見つからないところはありますので、何とか不調が発生しないような対策だけはちょっと考えさせていただいて、やっているような状況には今あります。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。結局納期を長く認めるということは、それだけ経費がまたかかっていくしね、やるほうとしては。それから、当然コロナ禍という社会情勢、それから物価高騰というところがあって、これはしばらく私は続くと思っています。

そうすると、企業のほうも当然、生活していかないかんで、会社経営していかないかんとすると、公共工事から民間のほうにシフトしていくということは当然考えられる。そこ

のところで、新しい社会情勢の中で、公共に対しての、その在り方。今まで過去には総合評価制度とか、いろんな形で正反合の形でやってきたけれども、世界的に社会情勢がこういうふうに変わってきた、特に資材の高騰というのが、もう何%上がるかということも見えないというところになると、もともと参加できないよねというのが、参加するほうからの立場なんやわな。

そこをどういうふうに行行政側の、特に原課のほうは捉えていくかということ、今までの常識がちょっとこれからは通用しない、コロナも含めて。だから、そのところを、難しい、答えがまだ分からないんだけど、社会情勢から。

だから、公共事業に対して、民間、大きく分けて二つに分かれるけれども、そこが反映しにくい入札制度——入札制度に踏み込むことは全くないんだけど——その社会情勢を勘案していかんと、これ、不調が僕はまだ増えていくと思う。それに対して、それが不調になって、市民に及ぼす影響って、非常にこれから増えてくるというところがあるので、今までの常識からちょっと、180度変えていかんと、総合的にやっていかんと。

不調件数が増えましたという結果だけで、それが結局市民サービスに還元していくということになってくることを原課のはどういうふうに捉えてみえるのかなと。その結果は分かっているわけ。だから、納期の延長もしました、やれることはやりますということに対しても、参加するほうから見ると、非常に価格に反映、やっぱり当然利益を追求するので、精いっぱいのところではやっている。

それから、先ほど話も出ていたけど、人材不足は当然民間でもあるし、減少傾向で、働き手も少なくなってくるというところになってくると、どういうふうに行原課のほう、考えてみえるのかなと。

これを決算の立場から見て、こんなの、不調ばかりではあかんやないかということは、当然言える段階でもないし、言う気もないんだけど、今後の見通しね。例えば、我々は決算を次年度の予算にどう反映するかって、一番大事なところで、不調をやっぱり減らしていく方法も考えていかないかんと、というところで、どういうふうなお考えかということをお伺いしたい。

○ 太田調達契約課長

調達契約課、太田です。

価格のほう、かなり高騰しているというのはありますので、予算のほうは前年度に取っ

てというような形ですので、今、物価の高騰で、価格が折り合わずに不落になるという入札が発生しているわけですが、これから物価がどれだけ上がるかというのはなかなか分からないところですが、今までどおりの考え方ではなくて、かなり今、物価が上がっているというのを前提に、予算のほうの確保というのもしていく必要があるかと思っておりますので、原課のほうにも、その辺は働きかけていきたいというふうに考えております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

最後にしますけれども、今までこれ、過去5年に、平成29年度43件から今62件と、令和元年度も61件というところがあるんですけども、ここ20年ぐらいの間で入札不調って最高のときって、いつやったのかな。資料の問題やで、過去のこと、20年前の話をしても仕方ないんですけども、今の場合というのは過去の経験値をいかに来年にやるかというところは、社会情勢は世界的に違うので、見通しは難しいと思うけれども、今、太田さんが説明をしていただいたように、高騰していますと、まだまだ高騰しそうやなという。

だから、そのところをどこまで見るかというところで、民間の方が入札に参加する条件って非常に厳しい。だから、不調になるということが、現場からは伺っているので、そこもやっぱり勘案していただきたいなど。優秀な方々やでき、そのところは。

民間というのは当然利益を出さないかんで、請け負ったら大きなことであればということになると参加もできない。じゃ、やめておこうかというのになってくると、行政側も非常に損失を受けるんだよね。結局返ってくるのは市民の不利益やということだけは考えていただきたいなど。これは意見で、これ以上のことは言っても仕方ないと思うので、結果として、そういうことだけ。当然、理解されていると思うけど、よろしく願います。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見ということで、答弁よろしいですか、特段。

○ 早川新平委員

結構です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

追加資料についてはこの程度でよろしいでしょうか。

そうしたら全て、この18号について、お願いいたします。

○ 加納康樹委員

じゃ、追加資料以外全般ということで、数点伺っていきます。もし何か関連される委員の方があれば、私の切替えのタイミングでおっしゃっていただければお譲りをしたいと思っておりますので、しばしお時間をいただきます。

まず、302の決算部局別の総務部選挙管理委員会の資料から、ページを迫いながら、数点確認をしていきます。

まず最初は4ページが一番上のところ、女性管理職に関する記述のところですが、読み上げますけど、女性管理職の全管理職における割合は前年度より0.7ポイント低下し、20.7%となったが、女性の視点を各分野に取り入れるため、所属長に新たに4名の職員を配置するなど継続して管理職の登用に努めたとあるんですが、いやいや、ちょっと待てと。0.7ポイント下がったというところに対する考察が何もありませんけど、何かないんですか。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

人数として、割合としては、0.7%減っているというところでございます。こちらにつきましては、その管理職、いわゆる課長級になっていただくという対象の方が今年度、少し該当する方がいなかったということで、少し割合としては減ったというところがございます。ただ、所属長というような形での配置というものは増やさせていただいたというようなところがございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

でいくと、これは賢いといえば賢いけど、こそくと言えばこそくだなと思いつつながら、前年の部局別と見比べるんですけど、前年のところは、所属長に新たに2名とっておいて、たしか1名の間違いだったと思うんですけど、それでいって、結びの文章として、2.1ポ

イント上昇し21.4%となったと誇らしげに言っているのを今回、書き方を変えて、何となくごまかしているんですけど、前年はたまたま対象が多かったから増えただけなんですか。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

たまたま多かったとか少なかったということではないんですけども、当然、該当する年齢——年齢という言い方だけではないですけど——年齢や経験、評価というところを含めて、そういった形になったというところでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

私自身、正直言ってちゃんとやれる人であれば、別に男女そんなに問うつもりはないんです。でも、とはいうものの、よくありがちな、私らの業界でさえ、クオータ制がどうのこうのという時代にあって、言っちゃ失礼ですけど、公務員さんって、女性でも続けやすい職場の中において、女性のいろんな管理職登用という言葉がずっと叫ばれているこの数年の中において、対象の方が云々とおっしゃいましたが、単年においてでも0.7ポイント低下ということが起こったということについて、今の人事課長の言葉だけで済ませていいのかな、四日市市役所ってやっぱりそういう認識が低いのかということをも裏返しで証明したようにも聞こえるんですけど、いかがですか。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

当然、女性登用というところで意識をさせていただいておるところでございます。ただ、女性——こういう言い方、ちょっと語弊があるかと思いますが——女性であればいいということではなくて、やはりそれまでの経験とか、そういった評価ということを含めて、やはり管理職になっていただくというところがございますので、年度によってその割合というのは、変動というのは、本来であれば下がるということはどうかということのご意見は当然だと思いますけれども、そういった中で、昇格というところを考慮しておるところでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

人事の細かいところなので、私も詳しく知らないんですけど、四日市市役所の管理職登用でいくと、面談かどこかのところで、登用を私は希望しませんとかということも明確にできるシステムなんですか。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

登用を希望しませんというようなことは明確に自己申告とか、そういったところでは表現していただくことは可能かと思えますけれども、それで登用しないというようなことではないというところでございます。

○ 加納康樹委員

では、数字でいくと、あえてここで確認したいのが、管理職の割合というところで、20%ぐらいというところですけど、では、全職員というのか、言い方を変えると、管理職になることができる職員区分の方の男女比は何対何なんですか。

○ 柴田人事課長

令和4年度で言いますと、男性が51.5%、女性が48.5%ということでございます。

○ 加納康樹委員

と考えると、やはりフィフティ・フィフティぐらいの職場においてのこの管理職の割合というのは相当低いという見方をすべきだと思いますし、課長はそうはおっしゃっていただきましたが、たとえ単年0.7ポイントとはいえ、令和3年度において女性管理職の割合が下がってしまったということは、もう少し重きに考えるべきと思うんですが、そんなしゃくし定規でさらっと済ませるんですね。

○ 柴田人事課長

当然女性登用を進めていきたいというふうに考えておるというところが基本的な考え方でございます。先ほど51.5%と48.5%というような形で答えさせていただいたのは、全職

員の割合というところでございます。そういった中で、手持ちとして、ちょっと数字としてはないんですけれども、年齢の割合ということでいうと、近年、やはり女性の採用数が多いかな——感覚的なところで申し訳ないんですけれども——というところがありまして、今、管理職になられる、いわゆる50歳近いというか、40歳後半か50歳というところになりますと、その割合というのは少し変わってくるかなというふうに考えてございます。

ですので、今後、その割合というものは、今委員おっしゃられたような50・50というようなところに近くなっていくような形で登用していきたいと考えておりますし、また、そういった形で、若いときから女性にもいろんな経験をしていただくというところで、今まで配置したところがなかったような職場というところにも含めて配置をして、いろんな経験を積んでいただいておりますという、若い頃から経験を積んでいただいておりますというところでございます。

以上です。

○ 加納康樹委員

この項はちょっと最後の質問としたいと思うんですが、こんなやり取りを簡単にさせていただいて、普通であれば部長にというんですが、ここをあえて部長にとは聞かずに、こちらにお座りの女性の方、どなたでもいいんですが、今のやり取りを聞いての感想を聞きたいと思います。

○ 加藤職員研修所長

職員研修所の加藤でございます。

ちょっとこの総務部の中で管理職の女性というのが私しかおりませんもので、ちょっとお答えさせていただきますが、私が市役所に入ってしばらくたった頃に男女共同参画とかいうようなことが叫ばれまして、その頃からいろんなことを女性にも経験させてくださいというふうなことで進んでまいりましたが、やはり当時、そういった年齢になるまではなかなか、いろんなところに参画する機会とかも少なかったように思いますので、いろいろと上に上がっていくにつれて、議会での対応であったりとか、市民との対応の責任の持ち方みたいところで、若干その経験が伴わないようなこともあったりして、管理職になるということに多少不安と脅威を覚えながらなってきたというふうなところもございません。

ただ、そういったこともあって、いろいろ制度のほうもだんだんと変わってまいりまして、いろんな機会を捉えて、配属部署のほうも人事課のほうで考えていただいて、いろんな経験ももう積んできていただいておりますので、今となっては、男性だから女性だからということにかかわらず、どんな職員でも才能というか、能力がある方については当然管理職になっていただいてもいいと思います。

ただ、残念なことに、最近権利もございまして、育児休業等を取られるという女性が増えてきていまして、どうしても出産が女性になりますもので、3年ないしは、2人目のお子さんとかがおみえになる場合ですと、6年とかというふうにちょうど中堅の頃の年代にお休みをされてしまいますので、そうすると、その分ちょっとブランクといいますか、そういったことができてしまいますので、管理職になっていくような年齢が多少遅れてしまうようなこととかもございまして、その辺が、どういうふうにその空いた部分の経験というのを埋めていくかなというふうなこともあろうかと思っておりますけれども。

どうしても生活のほうとのワーク・ライフ・バランスというのをうまくやりながら仕事のほうも進めていくというところで、男性だからどう女性だからどうということではないんですが、意識は多少は今はちょっと変わってきているのかなという気はします。

なので、私と同じ年代ぐらいの人というのはもうほぼいなくて、今、女性の管理職になっている職員さんというのは、もう少し下の年代になりますので、そのぐらいの年代の方であれば、もう全然男性だから女性だから関係なく普通に業務もこなしてみえると思いますので、特に問題なくかなというふうには感じますが、あとは本人の意欲と、あと上司の評価とかもございまして、そういったもので、人事課のほうでは登用を決めていらっしゃると思います。

ただ、本当に人数的にその辺の年代のバランスが今どうかというところはあるので、管理職になるようなこの40代前半ぐらいから上の職員の男女の割合がどうかというところでも、多少、管理職になる女性の割合というのは変わってくるのかなというふうに思います。今現実はどうか分かりませんが。

最近、特に若い職員の方をたくさん採用していただいておりますので、最初から話があります中堅ぐらいの職員さんがちょっと年代的に薄いというお話もありましたけれども、そういったところからちょっと男女比というのも関係してきているのかなというふうには感じております。ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが。ただ、自分自身、管理職になって、非常に重い思いです。これは本音です。すみません。失礼します。

○ 加納康樹委員

大変、ご自身の立場で、私たちにもよく分かる話だったと思いますし、部長におかれましては、いろんなふうに、いろんな意味でお聞きをいただいて、今後の仕事にも生かしていただきたいと思います。

そうしましたら、次の項に移りたいと思います。次のページ、5ページの工事検査についてというところです。

これも、だから出だしとしては、さっきの女性管理職のやつと一緒に、執行率が今回は93.1%となりましたとだけ書いているんですが、実はこれ、何を隠そう、前年よりも下がっているわけですね。なのに、例えばこの資料でいくと、主要施策実績報告書の写しもついている35ページに飛ぶと、前年よりも数値が下がっているにもかかわらず、結びの文章は執行率は93.1%となり、目標を達成することができたと、誇らしげに結んでいるんですが、前年より下がっていても目標をクリアすりゃ、それでよかったんでしょうか。

○ 中村工事検査課長

工事検査課、中村です。

委員からご指摘ありましたように、確かに令和2年度の実績よりも0.8ポイント下がっておりますけれども、これはまず目標の設定の仕方が、これは3か年の平均以上を目標としてやってまいりましたけれども、結果的に令和2年度に比べて、令和2年度の実績よりも少し下がっております。

本来であれば100%というのが、これは執行率としてしかるべきやと思うんですけれども、やはりなかなか年度末に工事が集中しまして、どうしても工事検査課の職員が検査を全て実施するということが不可能でございますので、この報告書にもございますように、兼務検査員制度を活用したりして、年度末にそういった職員に助けていただいて、なるべく執行できるようにはしておるところでございます。

結果的に、少し下がったんですけれども、目標の設定の仕方が少し3か年平均というところで、多少年度によって変わりますので、目標に対してはクリアできたけれども、気持的にはやっぱり100%やるべきだというところで、我々、今、課内ではそういったところ、100%に近づけるために何ができるかというところを、例えば外部委託をかけるとかいった、そういった検討も少し取りかかっておりますので。

ちょっと表現の仕方としては、あまり達成することができたからいいんだというような書き方になっていますけれども、実際のところは100%目指してやっていきたいというところで、我々は今、内部で外部委託等の検討も視野に入れながら調査に当たっているところでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

本音のところでお答えいただいたので、さらっといきたかったんですが、あえてもう一問だけ意地悪な質問するのでお答えください。

この部局別の資料の前年の文章の結びはどうなっているのかというと、前年度より2.3ポイント増の93.9%となったと高らかに結ばれているところが、今回の資料でいくと上がったとも下がったとも書かずにさらっと93.1%となったとだけ、下がったという表現をこの部局別資料の文章の中から削除した理由はなんですか。

○ 中村工事検査課長

すみません、もう一度ちょっとお願いしたいんですが、93.1%の削除ということではなかったのでしょうか。

○ 加納康樹委員

前年は上がったということを書いているのに、今年度は下がったということを書いていないのはなぜですか。

○ 中村工事検査課長

前年度の令和2年度に対して数字上は下がったということなんですけれども、今回の令和3年度のあくまでも目標としましては、92%でございましたので、そういった書き方にさせてもらったということでございます。

以上です。

○ 加納康樹委員

この辺にしておきます。書き方はいろいろと気をつけていただきたいと思います。さっ

きのところもここも大変うがった見方をすると、都合の悪い表現は消すような表記になっているなどというふうにしか思えないので、ご留意いただきたいと思います。

次に、進みます。

もう1ページめくって6ページ、ここのちょうど真ん中の辺でA I、R P A等のというI C T活用云々というところですか。そこの結びでいきますと、A I－O C R及びR P Aの導入を推進することで、職員の業務効率の向上に努めたとありますが、業務効率は、どのぐらい上がったんですか。

○ 林参事兼 I C T戦略課長

I C T戦略課長の林でございます。

こちらの業務効率がどのぐらい上がったかということで、割合的にまずA I－O C RとR P Aでございますが、R P A、このパソコン操作の自動化につきましては、実際にまだ今の六つの課でしか試してございませんでして、そちらにつきましては賛否両論ございしますが、昨年度の実績でいきますと、大体3割ぐらいの業務効率が上がったというふうに捉えてございます。

A I－O C Rにつきましては、これは紙の文書をデジタル化というか、電子化、テキスト化するような仕組みでございまして、これについては大体今22ぐらいの課が使ってございまして、こちらにつきましても、たくさんの紙を扱うところについてはすごく効率が上がったということですが、少ないところだととんとんぐらいという表現はあれですけど、あまり効果が出ていない可能性もございします。

以上です。

○ 加納康樹委員

あえて意地悪で聞いているんですけど、とはいうものの、何かを導入して、その効果が一体どれだけあったんだというのを定数、定性的に示せというのはよくありがちなんですが、でも、それを調べるために業務が増えておったら元も子もないので、そこまでは言わないんですが、今おっしゃっていただいたのは感覚的なものだけですか。ちゃんとバックボーン的に、確たるものはあるんですか。まとめろとまでは言わないんですけど。

○ 林参事兼 I C T戦略課長

I C T戦略の林でございます。

先ほど申しましたのは、申し訳ございません、私の今の感覚でございます、本来ですと、それぞれの業務が終わった後で、アンケートみたいな実績報告を収集しているんですが、そこにちょっと実際の効率化された時間が書かれているかどうかちょっと今確認できておりませんので、本来であればそういう時間を取って、どのぐらい効果が上がったかというのを調べるのが筋だと思いますので、そういうふうに今後は努めてきたいと思えます。

○ 加納康樹委員

その効率化のための、さっきも言いましたけど、それをするために変に仕事が増えない程度には、でも、せっかく導入したので、本当にちゃんとなっているかというのは、今おっしゃっていただきましたけど、今後、きちんと、データとしても上げられるものであればぜひお願いしたいと思えます。

また次へ移ります。

次をめくって7ページですが、一番下のところです。選挙事務についての一番最後、期日前投票所に関してで、新型コロナウイルスワクチンの接種会場となっていた第二の投票所、北勢健康増進センターと第四の中消防署中央分署が開設できなかったものの、これ、さらっと書いてあるんですが、ワクチン接種サイドから言えば当然だろうでしょうけど、皆さんの総務サイドというのか、選挙管理委員会側サイドとしては、二つも今まであったところが開設できなかったということに対して、市民の皆さんも特に、私が聞くところで行くと中央分署あたりが当たり前と思ったのが行けなかったというところの皆さんからは、何でとか不便、やめたみたいな話も複数聞いていますが、二つも開設できなかったということに対しての総括がもっと要ると思うんですが、いかがですか。

○ 中山選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、中山でございます。よろしくお願いたします。

委員ご指摘のとおり、ワクチン接種会場となっていたことを理由に、これまで開設していた第二期期日前投票所と第四期期日前投票所、これが開設できなかった、これに対する説明がもう少し必要ではないかということでございますが、知事選挙、それから衆議院議員総選挙ともに、期日が突然といいますか、決まってきたというようなところもあって、会

場の調整が時間の都合上、なかなかできなかったというのが実態でございます。

それをカバーするために、四つの期日前投票所の開設の延べ日数を県知事選挙においては5日分増やしております。時間数にしますと、平成31年度のときの知事選挙は644時間でしたが、令和3年度の知事選挙のときは701.5時間というふうに時間数を増やしております。

一方、衆議院議員総選挙についても、通常は8日間でございますけれども、これを11日間に増やしております。時間数にしますと、これは平成29年の衆議院議員選挙のときは508.5時間ございました。それが令和3年度のときは506時間ということで、若干少ないですけれども、ほぼ同等数の時間数を確保して、投票利便の維持向上に努めて、市民サービスの低下を招かないようにというふうに私ども、努力をさせていただいたというふうに考えております。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

それでいいんですが、ちょっと説明の中で納得いかないところだけ議論をさせていただくと、県知事選挙に関して、予期できなかった、そりゃ投げ出したんですから、急遽投げ出しての県知事選挙なのでそこは分かるとしても、衆議院選挙の場合は任期満了を越えてやった選挙なので、時間的な計算はできたというのか、そこまでにやらなくてはならないというのは見えていたと思うので、知事選挙と衆議院選挙の状況を一からげにするのはいかがかと思うんですが、どんなものでしょうか。

○ 中山選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、中山でございます。

衆議院議員総選挙につきましても、当初は11月7日ではないかというふうな見込みが大勢を占めておりました。そんな中で1週間繰り上がって10月31日にやるということが決まりましたものですから、慌てて会場を押さえにかかったと、これは開票所も含めてですけれども、その会場を確保するということが非常に慌ててやったというのが実態ということでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

それは分かりました。

そうすると、最後にもう一点だけ確認をしたいところは何かというところ、二つ、北勢健康増進センターと中央分署が使えないというのはワクチン接種で分かっていたこととはいうものの、選挙管理委員会サイドとして、コロナ最優先課題だったとはいうものの、もう白旗上げて、二つの会場はコロナのほうにお譲りをしたのか、それとも最低限、市民の投票ということを考えれば、何とかという交渉があったのかということ、どうだったんでしょうか。

○ 中山選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、中山でございます。

ワクチン接種会場として、新型コロナウイルス感染症対策室と調整をする中で、やはりワクチンの接種会場ということで、もう既に広報も打ってあって、ホームページも掲載してあって、ワクチンの接種の予約も入っているという状況の中で、そこを期日前投票所として譲ってほしいと言うことが難しかったということで、私どもとしてはやむなく、その2か所については期日前投票所の開設をやめて、その代わりに時間数で、あるいは日数で、何とか期日前投票の時間数で確保しようというふうな努力をさせていただいたということでございます。

○ 加納康樹委員

この項の最後の質疑として、2か所減ったけど、トータルの日数、時間数を延ばして対応しました。その結果、投票率との相関性——両方とも大したことはなかったと思ってるんですが——影響はプラスだったのか、マイナスだったのかということ、選挙管理委員会的にはどう総括をされましたか。

○ 中山選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、中山でございます。

投票率に関しましては、期日前投票と、それから当日投票とを含めての数字でございますが、県知事選挙においては本文にもございますが、33.43%でございます。そして、衆議院議員総選挙については52.44%ということで、実はまず知事選挙に関しては、前回の

知事選挙の投票率と比べますと13ポイントほど低かったという結果になっております。衆議院議員総選挙につきましては1ポイントほど低かったという結果でございます。

こういう結果と今回の期日前投票所の開設の箇所が少なかったという相関については、そこまでの分析はできておりませんが、結果としては、そのようなことだったということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

令和3年度決算ということで多少きつめに言いましたが、令和4年の参議院議員選挙のところでは、商業施設等々も頑張っていたので、その後、ちゃんと対応していただいているということは理解した上での、令和3年度決算での質疑ということでお許しをいただきたいと思っております。

では、私のほうから最後になりますが、もう一点お願いいたします。

資料でいきますと、25ページに飛んでいただいて、働きやすい職場環境づくりへの取組ということで、右の肩には令和4年8月定例会議会決算常任委員会資料云々、働き方改革推進室ということで書いていただいているんですが、この資料って1年前の完璧なるコピペなんですよ、これ。何が違うのかなと思って見ていたら、27ページの一番最後に、令和4年度の取組というのがくっついているだけで、そこまで行くまでのまるっと2ページって、1年前とタイトルだけ違いますよ、タイトルは労働環境の改善の取組というのが、働きやすい職場環境づくりの取組と変わっただけの完全コピペなんですけど、何でこんな資料をつける必要があったんですか。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

こちらにつきましては、これまでの実施した取組というような経緯をちょっと挙げさせていただいたというところでございます、その後のところを追加させていただいたということでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

百歩譲ってそれを許すとしても許さない項目が一つ、二つありまして、では、25ページの黒丸の下から二つ目、時差出勤の導入、令和2年度実績延べ396人というのを堂々と令和3年度資料にも載っているんですが、こんなの許せるわけがなくて、今すぐこれの令和3年度実績、延べ何人なのかというのを即答してください。

○ 柴田人事課長

令和3年度につきましては、350人ということになってございます。

この資料、令和3年度の分を記載するというところ、ちょっと修正というか、そのままになっていたというところは申し訳ございませんでした。

○ 加納康樹委員

ということで、眺めてみると、ここぐらいはせめて令和3年度の数字じゃないと、ここまでコピペで出すかよというのを見ながら、あきれて見ていました。

では、もう一点だけ突っ込むんですが、ということは、その数字以外にいっぱい黒丸でいろんな事項を書いているんですが、今年度でいくところの働きやすい職場環境づくりへの取組、令和3年度中は新たな取組というものは一切なかったんですか。

○ 柴田人事課長

令和3年度を取組といたしましては、26ページのところの理事の配置、子育てハンドブックの改訂、所属長マネジメントの推進というところを記載させていただいているというところがございます。

○ 加納康樹委員

だから、それは去年の目標として書いているところの完全なるコピペなので、そんなものは認めません。ほかに何かないんですか。

○ 柴田人事課長

所属長マネジメントの推進のところ、時間外勤務が多い所属長にということがございます。こちらのほう、毎月の時間外勤務が多かった38所属について、毎月進捗状況の確認をしていたというところがございます。

また、定期的に所属長ヒアリングということで、固定的なことでは9所属に対してはヒアリングをしていただいております。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

言葉的にはそうですが、所属長のマネジメント云々というところで、たしか山口委員とのやり取りの最中でちゃんと、その辺ところは所属長、管理職には統一的な対応ができるようにちゃんとしていますと言っていたけど、いらっしゃらなくなったからちょうどいいんですけど、思い切り傍聴者の方、首を振っていましたが、それを改めて、別に何だったら答弁を変えてもらってもいいんですよ、所属長がちゃんと均一に、時間外管理云々等々はされているんですよ。あれだけさっき、きれいに答えたので、思い切り首を振っていたというのは絶対実態が違うと思うんですけど、もう一回だけ答弁のチャンスあげますのでどうぞ。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。

所属長に対してはそういった形で、しっかり年間計画を立てて、リアルタイムの計画と実績との比較、また、それを伴ってのばらつきの是正というか平準化、そういったものをしていくような形で指導させていただいていますし、従前から、庁議とかにおいてもそういうような形で話をさせていただいております。

○ 加納康樹委員

話をさせていただいておりますという修正と取らせていただいてよろしいですね。前のときはちゃんとできているって言い切っていたので、大丈夫かよと思って聞いていたんですけど。

○ 柴田人事課長

そういうような話、委員ご指摘のとおり、そのような指示をさせていただいております中で、していただいておりますというふうに考えております。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員

ということで、私は終わりますので、どうぞ、山口さん。

○ 山口智也委員

いやいや、これはちょっと失礼ですよ。ちゃんとした答弁してください。

○ 渡辺総務部長

これは先ほど来、ご議論いただいた内容とも関連することだと思っています。先ほど私自身の体験といいますか、考えも述べさせていただきました。そういった中で所属長のマネジメントが一番、この休職者の問題にしましても、時間外勤務の問題にしましても、一番重要というところは、私は何も考えは変わってございません。その中で、不十分な取組があるんじゃないかというご指摘かと思います。その部分については、当然是正をしていくということでありまして、今そういうことがないように取り組んでいるというふうに認識をしております。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいでしょうか。

○ 山口智也委員

次のところをお願いしたいなと思いますけれども、48分の6ページのところで、細かいところになるんですけども、ちょっと上のほうで、中段のあたり、一部のフロアで無線LAN化を実施されたということで、職員の事務効率向上に努めたということなんですけれども、一部のフロアというのはどこであって、その事務効率向上をしたということで、その評価はどうだったのかというところを確認させていただきたいと思います。

○ 林参事兼ICT戦略課長

ICT戦略課長の林でございます。

まず、フロアで無線LANを導入したところですが、一部といいますのは、本庁7階に

なります。具体的には私ども I C T 戦略課が先行してまず試したというところになります。ですので、最終的に機械を変えた 7 階の私どもの北側と、あと、南側の一部のところを切り替えてございます。

ですので、実際に使ったのが私どもの課だけでございますので、どのぐらい業務効率が上がったかといいますと、やはり会議室とかに自分のパソコンを持ち込んで、そこでいろいろパソコン間でペーパーレスで、いろいろ会議ができたりとか、あるいはそこから印刷等を飛ばせますので、有線 L A N ではなく、無線のほうがかなり有効であるなという、そういう感触は持っております。

以上です。

○ 山口智也委員

それで、今後なんですけど、無線 L A N 化の見通しなんですけど、年次を決めて、フロアを増やしていくというような計画はあるんですか。

○ 林参事兼 I C T 戦略課長

I C T 戦略課の林でございます。

委員おっしゃられますように、実はこの四日市市情報化実行計画の中に、その無線 L A N を全庁的に配備していくという計画がございますので、大体今から 3 年ぐらいかけて、全フロア、本庁と総合会館、それから出先の消防本部等を含めてやっていこうというふうに考えてございます。

○ 山口智也委員

その中で、樋口龍馬委員なんか詳しいかと思うんですけども、働き方改革の一つのスタイルとして、民間なんかではフリーアドレスというやり方で、そこでプロジェクトチームなんか、グループで仕事をする際に、違う部署でも集まったりして、そういうことも可能になるような、そういうスタイルというのがありますけれども、そういったことも今後、四日市市でも、部局横断的な取組というのが、ますます今後、増えていくのかな、増えてほしいなという思いもありますので、そういったことを見据えて取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○ 長谷川総務部理事

理事の長谷川でございます。

今、委員おっしゃっていただいたフリーアドレスにつきましては、今回の働き方改革推進室の設置に伴いまして、本庁での研究というほうで力を入れさせていただいて、例えば、先進的に取り組んでいらっしゃる自治体もございますので、そちらの情報の注視も含めながら、執務の状況が目に見えて変わるような展開ができないかということは今検証している、検討しているところでございます。

以上です。

○ 山口智也委員

期待しますので、よろしくお願いいたします。

もう一点だけ、48分の37ページをお願いしたいんですけども、この中で、行政手続のオンライン化事業の中の、特にLINE公式アカウント運用管理費1957万円ですけども、公式アカウントが令和3年の7月に開設をされたということで、年度末までに2万件の登録者ということで、私も特に新型コロナウイルス感染症の情報を中心にずっと見せていただいて、大変助かっておるんですけども、最近では、新型コロナウイルス感染症関連以外の市政情報なんかも少しずつ入れていただいているのでしょうか、非常に周りの方にご意見を聞いても、大変、有効な取組だということを知っています。

今2万件ですけども、今というか、令和3年度末で2万件ですけども、今後何件ぐらいまでこれを増やしていく、伸ばしていくのかという目標設定というのはありますでしょうか。

○ 林参事兼ICT戦略課長

ICT戦略課の林でございます。

まず、LINEのご利用ありがとうございます。その上で、今実際に、今日時点で3万1550件の登録数がございます、既にもう3万件を超えてございます。今まさに広報とか、いろいろその自治会の回覧等を含めていろいろご登録くださいということでご案内もしてございますが、やはりサービス等を充実して、あと、先日もご利用の方にアンケートを取らせていただいて、どうすればよくなるかということを考えながらやってございますので、この目標については、実はこの予算のときに、早川委員のほうから5万件ぐらいどうやと

いうお話もいただきました。希望的にはそのぐらいいきたいところもありますが、まずは4万件ぐらいを今年度としては考えたいと思っております。

○ 山口智也委員

私ら現役世代は、割とそういうのは、LINEというのは使っていますので、使いやすいですけれども、特にやっぱり高齢者の方なんかは、割と一回やってしまうと高齢者の方もLINEって結構便利やということが、本当に私らよりも上手な方がいっぱいおられるのであれなんですけれども、一部の高齢者の方が、やっぱりなかなかそういうところは難しいというのはあると思いますので、そういった不慣れな方とか高齢者世帯の方に対して、分かりやすい周知をまた今後やっていただきたいなと思っておりますけれども、ぜひお願いしたいなと思います。

もう一つ、お願いしたいなと思っておりますのが、単にその情報発信だけに終わらすのではなくて、よく言われるプッシュ型行政サービスというところで、これまでの申請主義から脱却してというところで、LINEというのは非常に有効だと思います。千葉市なんかはプッシュ型ということで、LINEを使って対象者を絞り込んで、そこに希望される方はそういう手続をして、LINEで、例えば独り親世帯の給付だとか、がん検診だとか、そういう対象者にしっかりそういうサービスが通知をされるという、そういった取組もぜひ今後、せっかくこれまで効果があるということですので、そういうことも研究をさせていただきたいなと思っておりますけれども、お考えがあればお願いしたいなと思います。

○ 林参事兼ICT戦略課長

ICT戦略課の林でございます。

いろいろとありがとうございます。まず、今やっています四日市市のサービスとしましては、そういう住民基本台帳の情報とか、そういった市のほうで預かっているデータを解析して、それぞれの市民の方に合った、要は情報をそこから抽出しながらご案内するというこのプッシュ型、これはやってございません。ですが、セグメント配信といいまして、いろいろなジャンルで、こういう情報がほしいわというご希望の登録をさせていただいた方には、それに沿った情報を出すというものをやってございます。

今後につきましては、委員のほうからご提案ございましたように、やはりそういった、その市の中の情報をうまく活用して、そういうプッシュ型をやっていくというのが、ほか

の自治体もどんどん進んでいくと思いますので、その辺のところを研究して進めていきたいというふうに考えてございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。他にご質疑はないようでございます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言を願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段、討論もないようでございますので、これより分科会としての採決を行い、採決の後に全体会へ送るかをお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

異議なしで、原則どおり採決を行いたいと思います。

それでは、採決を行います。

反対表明もございませんので、簡易採決により行います。

歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、工事検査課関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第23目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費につきましては、認定すべきものと決するこ

とにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続きまして、全体会へ送るべきとする事項の確認を行います。

全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様からのご提案がありましたら挙手にてご発言を願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、工事検査課関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第23目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

理事者の入替えがありますので、委員の皆様、お待ちください。

あと、どうでしょう。監査とか、入らせてもらってよろしいでしょうか。

なら、お願いいたします。どうもご苦労さまでございました。

それでは、再開いたします。

これより監査事務局所管の議案の審査を行います。

まず、局長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 山路監査事務局長

監査事務局長の山路でございます。

本日は、監査事務局の決算審査ということで、よろしく申し上げます。

監査事務局は決算のみですので、よろしくお願いたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、監査事務局所管部分を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたので、質疑から行います。

ご質疑がございましたら挙手にてご発言願います。

○ 樋口龍馬委員

昨年の今頃はこの場で大分もめらかしまして、あれから局長も次長も代わられて、秘密会まで開いたんですけれども、その後、どうですかというのもおかしなあれなんです。やはり監査委員会議という組織自体が自分たちのありようをしっかりと認識するところがスタートですよということを、そのときに申し上げたと記憶をしております。一体自分たちの監査権限というのがどこまで及ぶのか、そこを識見監査委員も議会選出監査委員もわかまえるということが求められているのではないかと申し上げたわけですが、その後いかがですか。

○ 山路監査事務局長

監査事務局長の山路でございます。

昨年、樋口委員のほうからこの場でいろいろご意見をいただきまして、私も席は違いますが、しっかり聞いておりました。監査委員さんの認識という部分については非常に重要かと思っております、今年度、局長も次長も代わったということもありますので、改めて、その監査委員の在り方というのは常に意識しながら、監査に臨んでいるつもりではございますけれども、その中で、いろんな事象があつて、懸案事項とかがある場合に代表監査委員も含めて、しっかりと議論をしているというのが現状でございます。ですので、適正に監査委員が監査できるように、日々努めております。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。昨年に重ねる形にはなってしまいますが、やっぱり代表監査委員というのは、監査委員それぞれが権能を持ってはいるものの、監査委員会という会議体においては進行の役をつかさどるわけでありますから、その議事の進行、この部分は代表監査もしっかり認識をしていただくということを重ねて継続していただきたいですし、あと昨年もう一個ちょっと言いづらいことを言わせていただいたのが、議選監査委員が結構監査委員研修に出ていくというのが続いていたと、それは代表監査委員さんが長かったということもあるんですけども、今、代表監査委員さんが代わられて間もないので、積極的にそもそも監査委員何たるかを代表監査委員さんが基礎から学びに行く必要があるんじゃないかなんていうことも言わせていただいております。重ねさせていただきますので、今後とも、そのような姿勢で、先般再任されまして、これからまたしばらく活躍していただかなければならない方でありますので、そこをしっかりと事務局として支えていただきたいということをお願いと指摘して終わります。

○ 山路監査事務局長

樋口委員がおっしゃられたことですが、私どもも十分認識しておりますので、引き続きで務めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑ございますか。

○ 加納康樹委員

いろいろな数字の見方をちょっと教えてほしくて、決算資料の部局別でいくと、3ページ、監査委員費、令和3年度決算という一覧表があります。その一覧表で、何かいろいろと書いてもらっているんですが、その合計の9069万3000円云々というのと、こちらの決算書の本冊の174、175ページから177ページにかけてのこの節のところ、委員会資料とどう数字がリンクするのか教えてください。ぱっと見で全然くっつかないので、何と何を足したらこの決算書の数字とこの委員会の数字が、どっちがどっちでもいいんですけど、これとこれを足したらこれになりますというのを教えてください。

○ 廣江監査事務局次長

監査事務局の廣江でございます。

ちょっと資料を見ますので、しばらくお時間いただきたいのですが。

○ 加納康樹委員

費目では照らすと合っているんですね。

○ 伊藤嗣也委員長

作成された担当の方は。

○ 廣江監査事務局次長

失礼いたしました。報酬の部分、報酬、給料、職員手当、共済費等々ございますけれども、こちらが監査委員報酬、恐れ入ります、分科会の資料の10分の3でございますけれども、そちらに監査委員報酬、特別職給、一般職給等々に振り分けて入っておるというふうな状況でございます。

○ 加納康樹委員

なので、決算書で見ると、1の報酬のところ、委員会別資料の監査委員報酬と突合して

いる、これは分かります。そこから次ぐらいからが、どっちをどう足し算したら、お互いの数字が導かれるかが分からないので、教えてほしいです。

○ 廣江監査事務局次長

職員手当と、今おっしゃっていただきますのが、決算書の本冊の2、給料、3、職員手当等、4、共済費、それが、この10分の3のところはどういうふうに割り振ってあるかという、そういうご質問という認識でよろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員

それもそうですし、その他需用費だったり、役務費だったり、いろいろ全部。要するに、合計は合っているのに、細目の表示が全然突合できないので教えてほしいというだけです。

○ 廣江監査事務局次長

監査事務局、廣江でございます。

資料が10分の3の資料の、ここの表記が粗かったようで申し訳ございません。例えば、10分の3の二重線の下、都市監査委員会の関係経費のところでございますけれども、こちらの中には、負担金でありますとか、それとか、旅費でありますとか、そういったものが入っております。旅費も費用弁償の旅費ですとか普通旅費とかが入っております。

それに比べまして、決算書本冊のほうでは、旅費、これが10分の3のほうで申しますと、都市監査委員会関係経費でありますとか、監査事務局一般経費等に入っておるものが、これが旅費等のところに併せて入っておりますので、そこがちょっと見ていただきにくくなっておりまして、申し訳ございません。

これをそれぞれの数字で申し上げるということでもよろしかったでしょうか。

○ 加納康樹委員

今、目で追いながら説明し切れるならいいんですけど、何だったら、別に総務分科会の審査は全然、急いでいないので、お持ち帰りいただいて、明日の朝で、ちゃんと委員会資料と決算書の数字が、ここの数字がこっち行って、こう行って、合計が9000万円で合っているんですよというのを、ちゃんと比較表で見せてくれるとそれが一番うれしいんですけど。

○ 廣江監査事務局次長

恐れ入ります。議会事務局の廣江でございます。

そうしましたら、今加納委員から助け舟を出していただきましたように、決算書の資料、それとこの10分の3の資料、この数値の入り組みがどのようになっているか、それを解析するデータを出させていただくということでお許しいただけないでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

そうすると、明日の朝一番ということよろしいですか。

○ 廣江監査事務局次長

はい、よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

そういうことですね。

○ 加納康樹委員

それでいいです、私は。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

そうしたら、これはそういうことで続けてもよろしいですか。

○ 加納康樹委員

続けてもいいですし、別になんだったらここでお休みしてもいいような気もしますが、委員長に任せます。

○ 伊藤嗣也委員長

そうしたら、ここらで……。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

どうですか。ございますか。

議会事務局は追加資料がございますので。

他に、皆さん、よろしいですか。監査事務局のほうでは。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

そうしたら、今日の審査はこの程度とさせていただきます、明日午前10時から再開ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

どうも皆さん、お疲れさまでございました。

また監査事務局の皆さん、資料作成をよろしくお願いします。

15 : 59 閉議